

は　じ　め　に

わが国経済は、ようやくバブル崩壊後の停滞の時代を抜け出し、輸出や設備投資と好調な企業業績に支えられ、全体として回復してきています。このような中、平成19年度税制改正は、わが国経済の足腰を強くし、経済の活性化を促進する観点から行われました。同時に、地域格差を縮小する観点から中小企業を中心とした地域経済の活性化を図り、国民の公益に対する共助の精神をさらに引き出すほか、住宅関係等も含め国民生活に配慮する税制措置が講じられました。

まず、本年度改正の目玉とも言える減価償却制度の見直しでは、既存の資産については償却可能限度額を撤廃、また、新規に取得する資産については法定耐用年数内での100%償却が可能とされました。特定同族会社の留保金課税については、資本金1億円以下の中小特定同族会社は、留保金課税の適用対象から除外されました。また、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、適用除外基準である基準所得金額が1,600万円に引き上げられました。

役員給与関連では、職務上の地位の変更等により改定がされた場合の定期給与についても損金算入が可能な定期同額給与とすることが明確化され、事前確定届出給与の届出期限は、役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から1か月を経過する日（会計期間開始後4か月まで）となりました。また、変更届出の制度も設けられました。会社法の施行により、平成19年5月から可能となった三角合併の課税の繰延要件については、合併法人の100%親法人株式を合併対価として交付する場合は税制適格合併として課税の繰延べが認められることとされました。

また、84年ぶりに改正された信託法関連では、法人税の回避を防止する観点から、その受託者に対し、受託者の信託財産から生ずる所得について一定の要件のもと法人税を課税することとされました。

また、住宅ローン控除制度の拡充等の土地建物関係の税制も改正されました。

本冊子では、これらの改正事項のうち特に重要と思われるものについて体系化・図式化し、分かりやすく解説しました。実務家や経営者をはじめとした皆様方の実務のお役に立てれば幸いです。

目次

I 法人税制関係の改正のポイント

一 減価償却制度の抜本的見直し	4
— 40年振りとなる制度創設以来の大改正！	
1 ● 残存価額と償却可能限度額の撤廃	4
2 ● 既存資産	8
3 ● 技術進歩の著しいIT分野の法定耐用年数の短縮	8
二 役員給与関係の改正	9
1 ● 定期同額給与の明確化	9
2 ● 事前確定届出給与の届出等の見直し	12
3 ● 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金算入制限措置の見直し	14
三 会計基準の変更による税制の改正	16
1 ● リース取引関係税制の整備	16
2 ● 棚卸資産評価に関する税制上の措置	18
四 中小企業関係税制の改正	19
1 ● 中小同族会社の留保金課税制度の撤廃	19
2 ● 中小企業等基盤強化税制の見直し・延長	21
3 ● 集積区域における集積事業用資産の特別償却制度の創設	23
五 その他の法人税制関係	24
1 ● 企業に対する子育て減税措置の創設	24
2 ● 事業革新設備の特別償却制度の見直し	26
3 ● 経営所得安定対策等の導入に伴う特例措置の創設	26

II 信託税制関係の改正のポイント

1 ● 信託制度のあらまし	28
2 ● 改正信託法の改正のポイント	28
3 ● 改正信託法に伴う信託税制の見直し	29

III 国際税制関係の改正のポイント

1 ● 三角合併等	35
2 ● クロスボーダーの組織再編に伴う国際的租税回避の防止措置	38
3 ● 移転価格税制の改善措置	39
4 ● 外国子会社合算税制判定要件の見直し及び適用除外の書類保存	41
5 ● その他の国際課税関連の改正	42

IV 相続税制関係の改正のポイント

1 ● 特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設	43
2 ● 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化	44
3 ● 仮装又は隠ぺいがあった場合の配偶者税額軽減措置の見直し	47
4 ● みなし相続財産の範囲に国外生命保険等を追加	48
5 ● 取得費加算特例に係る相続税額が減少した場合の延滞税の一部免除	48

V 土地建物税制関係の改正のポイント

- 1 ● 住宅ローン控除制度の拡充等 49
- 2 ● 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設 50
- 3 ● 特定資産の買換特例（法人17号買換え・個人16号買換え）の延長 53
- 4 ● 2,000万円特別控除の複数年控除の適用制限 54
- 5 ● 特定の居住用財産の買換え・交換特例の延長と相続等の居住財産の買換え特例の廃止等 55
- 6 ● 居住用財産の買換え等の場合及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 57
- 7 ● 優良賃貸住宅等の割増償却制度の縮減延長 58
- 8 ● 特定再開発建築物等の割増償却制度の見直し延長 59
- 9 ● 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の負担軽減措置の延長 60
- 10 ● その他の土地建物関係の改正 61

VI 金融証券税制関係の改正のポイント

- 1 ● 上場株式等の軽減税率の特例の1年延長 62
- 2 ● 上場株式等の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税特例の延長 63
- 3 ● エンジェル税制の拡充 64

VII 納税環境整備税制関係の改正のポイント

- 1 ● 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設 66
- 2 ● 税務手続の電子化促進措置 66

VIII その他の税制関係の改正のポイント

- 1 ● 再チャレンジ支援寄附金税制の創設 69
- 2 ● 寄附金控除の控除対象限度額の引上げ 70
- 3 ● 自動車取得税の改正 70
- 4 ● たばこ税の改正 71
- 5 ● その他の改正 71

凡 例

所法…所得税法、所令…所得税法施行令、法法…法人税法、法令…法人税法施行令、法規…法人税法施行規則、措法…租税特別措置法、措令…租税特別措置法施行令、措規…租税特別措置法施行規則、消法…消費税法、地法…地方税法、地令…地方税法施行令、地法附則…地方税法附則、地令附則…地方税法施行令附則、登免法…登録免許税法、通則法…国税通則法、徴収法…国税徴収法、租税条約特例法…租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、平19改正所法等附則…平成19年所得税法等の一部を改正する法律附則、平19改正地法附則…平成19年地方税法の一部を改正する法律附則、平19改正所令附則…平成19年所得税法施行令の一部を改正する政令附則、平19改正相令附則…平成19年相続税法施行令の一部を改正する政令附則、平19改措令附則…平成19年租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則

法人税制関係 の改正ポイント

一 減価償却制度の抜本的見直し — 40年ぶりとなる 制度創設以来の大改正！ —

1 残存価額と償却可能限度額の撤廃 (法31、法48の2、所法49) — 平成19年4月1日以後に 取得する減価償却資産 —

— 新規取得資産は法定耐用年数内で100%償却が可能に！ —

建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時にその全額が必要経費や損金になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費や損金に算入され、この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が財務省令の別表に定められています。(法31、法48の2)

減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費又は各事業年度の損金として配分していく手続です。この一定の方法には、一般的なものとして定額法と定率法があります。

減価償却制度について、諸外国と同様に残存価額や償却可能限度額などの制約を撤廃することにより、国際的なイコールフットイング（同等の条件）を確保し、また、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝の加速化により、企業の国際競争力とわが国の経済の持続的成長を維持するために、大正7年の制度創設以来の大改革、かつ40年ぶりとなる大改正が行われました。

具体的には、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、備忘価額1円まで償却できるように、現行の法定耐用年数経過時点の残存価額(定額法における「取得価額×10%」、定率法における「 $\sqrt[n]{10\%}$ 」)を撤廃し、法定耐用年数経過時点で全額(100%)償却可能とされます。これに伴い定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数とされました。

ただし、定率法を採用している場合には、「 $1/n \times 2.5$ 」という償却率では耐用年数経過時の帳簿価額を備忘価額まで引き下げられないため、定率法で計

算した減価償却額が**償却保証額**を下回ることになったときには、定率法から均等償却に切り替えて減価償却費を計算することとされました。

■減価償却方法の改正

※n：耐用年数

	平成19年3月31日以前取得資産	平成19年4月1日以後取得資産
定額法	$(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \frac{1}{n}$ (償却率) ※残存価額＝取得価額×10% (無形固定資産は0)	$\text{取得価額} \times \frac{1}{n}$ (償却率) ➔残存価額なし
定率法	$\text{未償却残高} \times \frac{(1 - \sqrt[n]{10\%})}{n}$ (償却率) ※未償却残高＝取得価額－前期末までの償却累計額	$\text{未償却残高} \times \left(\frac{1}{n} \times 2.5 \right)$ (償却率) ※耐用年数の途中で均等償却に乗り換え
償却可能限度額	取得価額×95%まで償却可能 (無形減価償却資産は100%)	耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却可能 (無形減価償却資産は0円まで)

■定率法による場合の具体的計算方法(法令48の2、耐用年数省令5、同別表十)

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産(同日以後終了事業年度の税務申告)の定率法による償却限度額の計算は、次のようになります。

減価償却資産の税務上の帳簿価額にその資産の耐用年数に応じた定率法の償却率を乗じた金額が償却限度額となります。ただし、その金額(調整前償却額)が**償却保証額**(減価償却資産の取得価額×保証率)に満たない場合には、以下の**改定取得価額**にその償却費がその後毎年同一となるようにその資産の耐用年数に応じた**別表十**(7ページ)の**改訂償却率**を乗じて計算した金額が各事業年度の償却限度額となります。

$$\boxed{\text{税務上の帳簿価額}} \times \boxed{\text{新しい定率法の償却率}} = \boxed{\text{調整前償却額}}$$



既に損金算入された償却費の額を取得価額から控除した金額

$$\text{取得価額} \times \text{耐用年数に応じた保証率} = \text{償却保証額}$$

	償 却 限 度 額
調整前償却額 ≥ 償却保証額 のとき	調整前償却額 = 償却限度額
調整前償却額 < 償却保証額 のとき	はじめて償却保証額未満となった事業年度において、それまでの税務上の帳簿価額を改定取得価額とする。 改定取得価額 × 均等償却のための改定償却率 = 償却限度額

計算例

ケース1 取得価額；1,000,000 法定耐用年数；10年 定率法償却率；0.250
保証率；0.04448 改定償却率；0.334

経過 年数	税務上の帳 簿価額(Ⅰ)	定率法 償却率	調整前 償却額	償却保証額	改定取得 価額	改 定 償却率	均 等 償却費	税務上の帳 簿価額(Ⅱ)
	1,000,000							
1	750,000	0.250	250,000	1,000,000 × 0.04448 ↓ >44,480 <44,480				
2	562,500		187,500					
3	421,875		140,625					
4	316,407		105,468					
5	237,306		79,101					
6	177,980		59,326					
7	133,485		44,494					
8			(33,371)		133,485	0.334	44,583	88,902
9							44,583	44,319
10							44,318	1

※ 部分が償却限度額となります。

ケース2 取得価額；100,000 法定耐用年数；2年 定率法償却率；1.000

・ 1年目が期首の場合 $100,000 \times 1.000 \times \frac{12}{12} = 100,000 \Rightarrow$ 備忘価額1円、
償却限度額99,999円

・ 1年目が6か月経過後の場合 1年目 $100,000 \times \frac{6}{12} = 50,000$ 円
2年目 $50,000 \times \frac{12}{12} = 49,999$ 円

▲ 償却方法については、平成19年3月31日以前に取得したとするならば適用される方法を、旧定額法⇒定額法、旧定率法⇒定率法のように新しい方法に読み替えて、それぞれの選定をしたものとみなします。(法令51)

▲ 平成19年4月1日以後に資本的支出があった場合には、その金額を取得価額として減価償却資産を新たに取得したものとします。(なお、定率法を採用しているときは、旧減価償却資産と追加償却資産の合計額を取得価額として一の資産を新たに取得したものとすること、又は複数回の資本的支出をまとめて一の資産の取得とすることができます。)(法令55)

また、平成19年3月31日以前取得の資産に資本的支出を行った場合には、既存資産の取得価額に資本的支出の金額を加算することができます。

別表十 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用 年数	定額法の 償却率	定率法の 償却率	改 定 償却率	保証率	耐用 年数	定額法の 償却率	定率法の 償却率	改 定 償却率	保証率
年									
2	0.500	1.000	-----	-----	51	0.020	0.049	0.050	0.01053
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	52	0.020	0.048	0.050	0.01036
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	53	0.019	0.047	0.048	0.01028
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	54	0.019	0.046	0.048	0.01015
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	55	0.019	0.045	0.046	0.01007
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	56	0.018	0.045	0.046	0.00961
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	57	0.018	0.044	0.046	0.00952
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	58	0.018	0.043	0.044	0.00945
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	59	0.017	0.042	0.044	0.00934
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	60	0.017	0.042	0.044	0.00895
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	61	0.017	0.041	0.042	0.00892
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	62	0.017	0.040	0.042	0.00882
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	63	0.016	0.040	0.042	0.00847
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	64	0.016	0.039	0.040	0.00847
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	65	0.016	0.038	0.039	0.00847
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	66	0.016	0.038	0.039	0.00828
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	67	0.015	0.037	0.038	0.00828
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	68	0.015	0.037	0.038	0.00810
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	69	0.015	0.036	0.038	0.00800
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	70	0.015	0.036	0.038	0.00771
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	71	0.015	0.035	0.036	0.00771
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	72	0.014	0.035	0.036	0.00751
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	73	0.014	0.034	0.035	0.00751
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	74	0.014	0.034	0.035	0.00738
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	75	0.014	0.033	0.034	0.00738
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	76	0.014	0.033	0.034	0.00726
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	77	0.013	0.032	0.033	0.00726
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	78	0.013	0.032	0.033	0.00716
30	0.034	0.083	0.084	0.01766	79	0.013	0.032	0.033	0.00693
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	80	0.013	0.031	0.032	0.00693
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	81	0.013	0.031	0.032	0.00683
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	82	0.013	0.030	0.031	0.00683
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	83	0.013	0.030	0.031	0.00673
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	84	0.012	0.030	0.031	0.00653
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	85	0.012	0.029	0.030	0.00653
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	86	0.012	0.029	0.030	0.00645
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	87	0.012	0.029	0.030	0.00627
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	88	0.012	0.028	0.029	0.00627
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	89	0.012	0.028	0.029	0.00620
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	90	0.012	0.028	0.029	0.00603
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	91	0.011	0.027	0.027	0.00649
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	92	0.011	0.027	0.027	0.00632
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	93	0.011	0.027	0.027	0.00615
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	94	0.011	0.027	0.027	0.00598
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	95	0.011	0.026	0.027	0.00594
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	96	0.011	0.026	0.027	0.00578
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	97	0.011	0.026	0.027	0.00563
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	98	0.011	0.026	0.027	0.00549
50	0.020	0.050	0.053	0.01072	99	0.011	0.025	0.026	0.00549
					100	0.010	0.025	0.026	0.00546

2

既存資産 — 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産 —

(法令48、61)

平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、改正前の制度により減価償却額の計算を行い、前事業年度までの償却累計額が取得価額の95%に達している場合には、その事業年度以後5年間で、備忘価額まで均等償却ができるものとされました。

$$[\text{取得価額} - (\text{取得価額} \times 95\%) - 1\text{円}] \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{60} = \text{償却限度額}$$

3

技術進歩の著しいIT分野の法定耐用年数の短縮(耐用年数省令別表二)

薄型テレビ等の製造に使用されるフラットパネルディスプレイの製造設備、フラットパネル用フィルム材料製造設備の法定耐用年数が改正前の10年から5年に、半導体フォトリソの製造設備の法定耐用年数が改正前の8年から5年に、それぞれ短縮されました。

なお、平成20年度の税制改正では、法定耐用年数や資産区分を見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手続の簡素化が検討される見込みです。



これらの改正により、設備投資費用の早期回収が可能になり、次の効果が現れることになります。

- [1] 資金コストが低下
- [2] 企業のキャッシュフローが増加

その結果、企業による最先端設備の導入等の新規設備投資が促進され、イノベーション（革新）の加速、幅広い産業の生産性が向上します。このことにより税制の国際的なイコールフットingの確保が促進され、グローバル化の中で厳しい国際競争に直面している中小企業を含めたわが国企業の国際競争力と日本経済の成長力を強化することができました。

二 役員給与関係の改正

1 定期同額給与の明確化（法法34、法令69）

平成18年5月に施行された会社法では、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され、一方では、最低資本金制度の撤廃等により個人事業者が法人形態を選択することが容易になりました。

このため、平成18年度改正では、役員給与について、いわゆる定時定額要件が見直されることとなり、また、あらかじめ確定した時期に確定した金額を支給する非業績連動型の役員給与などの損金算入が認められることとなりました。一方で、特にオーナーの恣意性が強いと考えられる同族会社については、個人形態と法人形態の課税ベースを一致させるため、業務主宰役員の給与所得控除相当部分の法人段階での損金算入が制限されることとなりました。

なお、利益連動型の役員給与は、原則として損金不算入ですが、非同族会社に限り、透明性・適正性を確保するための一定の要件を満たせば損金算入が可能となりました。

さらに、今年の税制改正では、法人の給与改定の実態を考慮し、この定期同額要件について、「職制上の地位の変更等により3月経過日等後に改定がされた定期給与」などについても、定期同額給与として損金の額に算入されることなどが明確化されました。

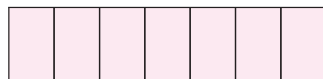


■ 定期同額給与の損金算入の要件

定期給与とは、支給時期が1月以下の一定期間ごとの給与をいいます。

1. 給与改定がない場合

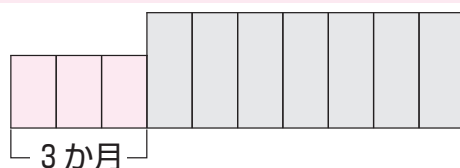
事業年度中の各支給時期における支給額が同額である定期給与
イメージ



2. 給与改定がされた場合

(1)(2)(3)の給与改定がされた場合の、その改定の前後のそれぞれの各支給時期における支給額が同額である定期給与

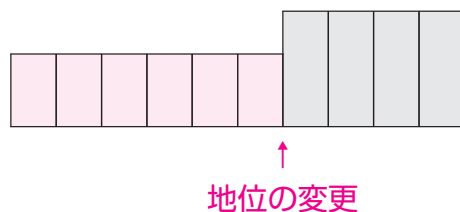
(1) 会計期間開始の日から3月を経過する日までの定期給与の改定



なお、継続して毎年所定の時期に改定されるもので3月経過日等後にされることについて、子会社の役員給与の改定が親会社に合わせて行われるなどの特別の事情があると認められる場合については、3月経過日等後の改定であっても、定期同額給与とされます。

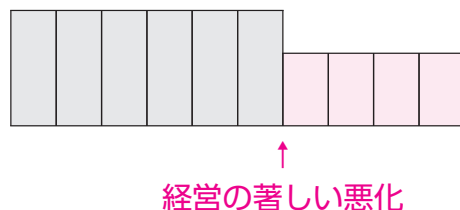
(2) 臨時改定事由による定期給与の改定

(1)以外の改定で、取締役から専務取締役へ昇格したことなどの役員の職制上の地位の変更、組織再編などによる役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情による改定



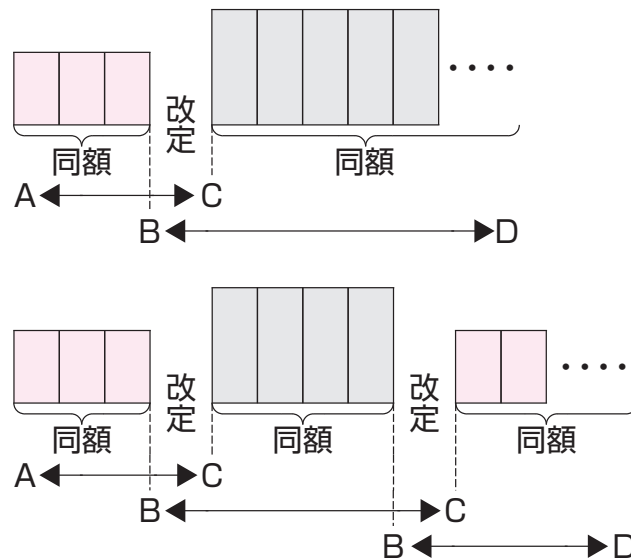
(3) 業績悪化改定事由による定期給与の改定

(1)(2)以外の改定で、経営の状況が著しく悪化したこと（一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどは含みません。）その他これに類する理由によりされた減額改定



● (1)(2)(3)の改定は、各事業年度に1回とは限りません。

事業年度開始の日(A)
又は、給与改定前の最後の支給時期の翌日(B) } から { 給与改定後の最初の支給時期の前日(C)
又は、事業年度終了の日(D) } まで
の間の各支給時期における支給額が同額であれば、定期同額給与とされます。



3. 継続的に供与される経済的利益のうち、その利益の額が毎月おおむね一定のもの

■具体的な取扱い

役員 A 損金不算入⇒ 期首 3 か月 期末 3 月経過日等後に適用要件以外の増額改定をし、改定後の支給額が同額	3 月経過日等後の事業年度の中途の 2. に該当しない増額改定であって、増額改定後の各支給時期における支給額が同額であるようなときには、いわゆる上乗せ支給された定期給与とみられる部分のみが損金不算入とされます。
期首 3 か月 期末 3 月経過日等後に減額改定したが、著しい経営状況の悪化によるものではない。	事業年度の中途の 2. に該当しない減額改定で減額後の各支給時期が同額であるときは、減額改定前の定期給与の額のうち減額改定後の定期給与の額を超える部分の金額のみが損金不算入となります。
期首 3 か月 期末 役員 B が統括する部署の法令違反により 3 か月間20%減俸処分とされた。	企業秩序を維持して円滑な企業運営を図るため、法人の社会的評価への悪影響を避けるために止むを得ず行われた一時的減額であり、かつ、その処分内容が社会通念上相当であるときは、減額期間中においても引き続き同額の定期給与の支給が行われているものとして取り扱われます。

■事前確定届出給与の損金算入

平成18年度の税制改正で、定期同額給与及び利益連動給与以外の給与で確定した時期において確定した額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与の額については、その定めの内容に関する届出を、次の事項を記載した書類により（法規22の3①）、税務署長に提出している場合に限り、原則として、損金の額に算入されることになりました。

[1] 氏名及び役職名
[2] 支給時期と各支給時期ごとの支給金額
[3] [2] の時期及び金額を定めた日とその定めた機関等
[4] 事前確定届出給与に係る職務執行を開始する日
[5] 定期同額給与としない理由及び支給時期を [2] とした理由
[6] [1] の者につき事前確定届出給与と定期同額給与を支給する場合には、定期同額給与の支給時期と支給金額
[7] [1] の者に対して直前期に支給した給与について、支給時期及び支給金額
[8] 当期における他の役員に対する給与の支給時期と支給金額
[9] その他参考となるべき事項

2 事前確定届出給与の届出等の見直し（法34、法69、法規22の3）

事前確定届出給与の届出期限を、役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から1月を経過する日（その日が職務の執行を開始する日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日後である場合には、当該4月を経過する日）とするほか、変更届出ができるようになりました。また、同族会社以外の内国法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与については届出が不要とされました。

【1】 事前確定届出給与の届出期限

	区 分	届出期限
最初の届出	(1)株主総会や取締役会で、所定の時期に確定額を支給する旨の定めを決議した場合	その決議をした日と、その役員が職務の執行を開始する日のいずれか早い日から1月を経過する日
	(2)新設法人が設立の時に、所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした場合	設立の日以後2月を経過する日
	(3)役員の職制上の地位の変更など臨時改定事由が生じ、はじめて事前確定届出給与を支給することになった場合	臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
変更の届出	(1)役員の職制上の地位の変更など臨時改定事由が生じ、既に届出をしていた事前確定届出給与の定めの内容を変更する場合	臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
	(2)経営の状況の著しい悪化などの業績悪化改定事由により、定めの内容の変更に関する株主総会等の決議をした場合	その決議をした日から1月を経過する日（ただし、変更前の支給日が到来する前に限る。）

【2】 同族会社に該当しない内国法人の不定期給与

非同族会社のほか、同族会社に該当しない内国法人が、定期給与を支給しない役員に支給する給与で所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づくものについては、届出不要の事前確定届出給与とされます。なお、同族会社かどうかの判定は、支給日や事業年度末ではなく、給与の定めをした日の現況によります。

【3】 明らかになった具体的取扱い

届出 平成19年6月30日（3月決算）			複数回の支給がある場合には、原則として、その全ての支給が定めどおりに行われたかどうかにより、事前確定届出給与に該当するかどうかを判定します。左の例では、支給額全額（100万円+200万円）が損金不算入となります。
支給時期	平成19年12月	平成20年6月	
届 出 額	200万円	200万円	
実際支給額	100万円	200万円	

届出 平成19年 6 月30日（3 月決算）			当期中は定めどおりに支給したものの、翌期には定めどおりに支給しなかった場合には、翌期の支給内容が直前期の課税所得に影響を与えるものでないため、翌期分（50万円）のみが損金不算入となります。
支給時期	平成19年12月	平成20年 6 月	
届 出 額	200万円	200万円	
実際支給額	200万円	50万円	
届出 平成19年 5 月26日			仮に 5 月定時総会において、その翌期である 6 月と12月の支給額を定めて届出をした場合であっても、役員の賞与の支給時期を使用人への盆暮れ賞与と同じ時期とし、かつ、每期継続して同時期に賞与の支給を行っているときには、事前確定届出給与として損金の額に算入されます。
支給時期	平成19年 6 月	平成19年12月	
届 出 額	200万円	200万円	
実際支給額	200万円	200万円	

3

特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金算入制限措置の見直し（法法35、法令72、72の2）

〔1〕 適用除外基準の引上げ

平成18年度の税制改正で、特殊支配同族会社の業務主宰役員及びその同族関係者等が、発行済株式の総数等の90%以上の数の株式等を所有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占める場合には、その業務主宰役員に対して支給する役員給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金不算入とされました。

ただし、その特殊支配同族会社の直前3年以内に開始する事業年度における所得等の金額（所得金額と損金の額に算入された業務主宰役員の給与の額の合計額）の平均額（基準所得金額）が年800万円以下である場合、又は、基準所得金額が年800万円超年3,000万円以下であり、かつ、基準所得金額に占める業務主宰役員の給与の額の割合が50%以下である場合は、その事業年度については適用除外となります。

平成19年度税制改正では、この特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置が見直され、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、改正前の年800万円の適用除外基準である基準所得金額が年1,600万円に引き上げられまし

た。

〔2〕 明らかにされた取扱い（平成18年12月・質疑応答事例より）

（1） 業務主宰役員の意義

税務上の役員のうち、会社の経営に最も中心的に関わっている役員一人をいいます。通常は、代表取締役や社長がこれに該当しますが、必ずしも肩書きにより判定するのではなく実質的な関わりにより判定します。例えば、事業計画の策定、多額の融資契約の実行、人事権の行使等に際しての意思決定の状況や役員給与の多寡などが判断の要素とされます。

（2） 常務に従事する役員の意義

会社の経営に関する業務を、役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員をいいます。

代表取締役		常務に従事する役員
副社長、専務又は常務など		
会計参与、監査役		通常は、常務に従事する役員に該当しない
使用人兼務役員	役員分給与＞使用人給与	常務に従事する役員
	役員分給与≦使用人給与	常務に従事する役員に該当しない
上記以外の役員		業務の内容や従事の実態などを踏まえ、その実質に応じて個々に判断

（3） 議決権等の数により判定する場合の「同一の内容の議決権を行使することに同意している者」とは

契約、合意等により同一の内容の議決権を行使することに同意している事実があるかどうかにより判定されますが、単に過去の株主総会等において同一内容の議決権行使を行ってきた事実があることや、その個人又は法人と、出資、人事・雇用関係、資金、技術、取引等において緊密な関係があることのみをもっては、同一の内容の議決権を行使することに同意している者とはなりません。

三 会計基準の変更による税制の改正

1 リース取引関係税制の整備(法法64の2、63、所所法67の2、65)

リース会計基準が変更され、賃貸借処理が原則廃止されることに伴い、借手側のリースの簡便性を維持するため、会計に沿った税制上の処理を認めるなど、所要の税制上の措置が講じられました。

ファイナンス・リース取引（資産の賃貸借で、賃貸借期間中の契約解除が禁止されており、かつ、賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担する等の要件を満たすものをいいます。）のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」といいます。）について、次の措置が講じられました。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買取引とみなされます。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法（リース期間を償却期間とする定額法をいいます。）とされることとなりました。なお、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱われることになりました。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額（以下「リース利益額」といいます。）のうち、受取利息と認められる部分の金額（リース利益額の100分の20相当額）を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額はリース期間にわたって均等額により収益計上することができることになりました。
- (4) 平成20年3月31日以前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同年4月1日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることになりました。

**適用
期日**

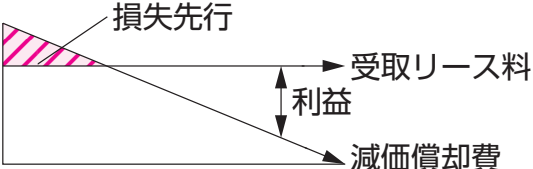
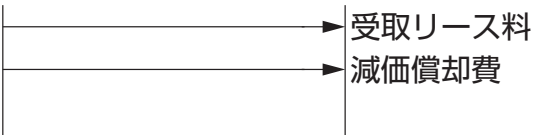
上記(1)から(3)までの改正は、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用されます。（平成19年改正所法等附則43、44、12、13）

【リース取引の分類】

リース取引	ファイナンス・リース取引	リース期間の中途においてリース契約を解除することができないリース取引	所有権移転ファイナンス・リース取引	リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる
			所有権移転外ファイナンス・リース取引	上記以外のファイナンス・リース取引
	オペレーティング・リース取引	上記以外のリース取引		

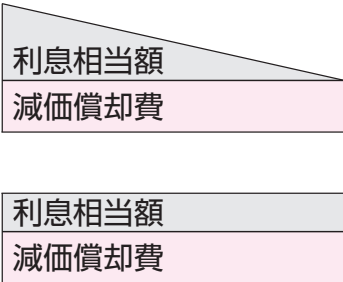
■会計基準及び税制の改正前

リース取引のほとんどは、会計・税法とも賃貸借として処理

借り手	貸し手	
	定率法の場合	
	定額法の場合	

■新会計基準と改正後による税制

〈借り手側〉

会 計		税 法
原則	○減価償却（リース期間定額法等）（償却期間をリース期間、残存価額をゼロ） ○支払利息 利息法 定額法 	リース期間定額法による会計処理を税制上認める。
例外	少額・短期のリース 中小企業 	リース料を償却費として取り扱う。

会計に沿った税制上の処理を認めることにより、リースの簡便性を維持

さらに、売買取引とみなすことにより、

- [1] 消費税におけるリース取引の実質判定は資産の譲渡となり、仕入税額控除の時期が前倒しとなりました。
- [2] 事業基盤強化設備等の税額控除については、取得等した場合として計算されるため、リース税額控除制度が廃止されました。

〈貸し手側〉

会 計	税 法
収益を利息法で配分	・受取利息相当部分（リース利益額の20%）を利息法で収益に計上 ・事務管理費等相当部分を定額で計上



この改正により、リース会計基準と税制の一体的解決が図ることができるようになりました。

2

棚卸資産評価に関する税制上の措置（法法29、法令28、平19改正所令附則10）

棚卸資産評価に関する会計基準の変更に伴い、会計と税務の二重管理を回避するため、以下の改正が行われました。

- [1] 低価法を適用する場合における評価額は、事業年度末における価額（改正前；取得のために通常要する価額（再調達原価））とされました。
- [2] トレーディング目的の棚卸資産については、時価により事業年度末の評価を行うこととされました。

■会計基準の変更（平成20年4月1日以後開始事業年度から）

棚卸資産の区分		期末 B/S
通常の販売目的で保有する資産	取得原価 ≤ 正味売却価額	取得原価
	取得原価 > 正味売却価額	正味売却価額
トレーディング目的で保有する棚卸資産		市場価格に基づく価額

※正味売却価額 ⇒ 売価 - （見積追加製造原価＋見積販売直接経費）

**改正の
効果**

この改正により、会計基準の変更に伴う会計と税務の二重管理を回避できることになり、企業の事務負担が軽減できるようになりました。

四 中小企業関係税制の改正**1 中小同族会社の留保金課税制度の撤廃(法法67、81の13)**

同族会社の場合、利益が出ても、オーナー自身が株主として受け取る配当金に対する所得税の課税を免れるために、あえて配当をせず社内留保するなど、税負担の軽減を図ることが比較的容易です。そこで、同族会社が所得のうち一定の金額を社内に留保したときは、通常の法人税とは別に、その留保金に対して特別に課税することとされています。

しかし、中小企業については、資金調達能力が不足しており、内部留保を充実させていく必要から、平成12年度の税制改正で、一定の中小企業やベンチャー企業で青色申告法人については、同族会社の留保金課税を適用しない特例が設けられました。以後数度の改正を経て、平成18年度の税制改正では、対象となる法人について、従前は「同族関係者3グループで株式等50%超保有の法人」としていたのを、「同族関係者1グループで株式等50%超保有の法人」のみに限定した上で、さらに内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることにより、平均的な配当を行えば課税されなくなるという抜本改正が行われました。

さらに、平成19年度の税制改正では、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の「中小特定同族会社」については、留保金課税の適用対象から除外されました。

**改正の
効果**

この改正により、中小企業にとって、不可欠な内部留保の充実が図られることになりました。

**適用
期日**

この改正は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。(平19改正所法等附則32)

留保金課税額＝〔{(所得－社外流出)－法人税等}－留保控除額〕× **特別税率**

※ **特別税率** 年3,000万円以下の部分……10%

年1億円以下の部分……15%

年1億円超の部分……20%



■ 特定同族会社の留保金課税の見直し

			平18.4.1.以後に 開始する事業年度	平19.4.1.以後に開始 する事業年度	適用 対象外
			平成18年度改正後	平成19年度改正後	
				資本金の額又は出資金の額	
				1億円超	1億円以下
対象会社の要件			3株主グループによる持株保有割合50%超	1株主グループによる持株保有割合50%超	1株主グループによる持株保有割合50%超
法人 税 法	留 保 控 除 額	(1)所得基準額	所得等の金額×35%	所得等の金額×40% (中小法人は50%)	所得等の金額×40%
		(2)定額基準額	年1,500万円	年2,000万円	年2,000万円
		(3)積立金控除額	期末資本金×25% －利益積立金	期末資本金×25% －利益積立金	期末資本金×25% －利益積立金
		(4)自己資本比率基準額 (中小特定同族会社のみ)	—	自己資本比率(注)が30%に達するまでの金額 (注)自己資本(同族会社からの借入金を含む) 総 資 産	—
		次のうち最も多い金額			
租税特別措置法	不適用措置	設立後10年以内の中小企業者	廃止	—	—
		中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者で経営革新のための事業を実施しているもの	2年延長(平成20年3月31日までに開始する事業年度)	平成20年3月31日までに開始する事業年度	
		自己資本比率が50%以下の中小法人	廃止	—	

2

中小企業等基盤強化税制の見直し・延長(法措法42の7、68の12、所措法10の4)

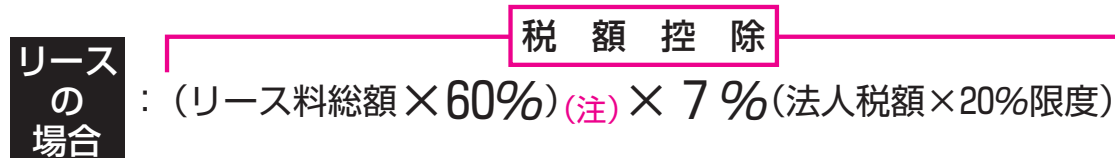
(1) 改正前のあらまし

青色申告法人である一定の特定中小企業者等が平成19年3月31日までに、その製作の後事業の用に供されたことのない一定の機械装置及び器具備品（以下「事業基盤強化設備」といいます。）を取得し又は製作して、対象事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した事業年度（解散（合併によるものを除きます。）及び清算中の事業年度は除かれます。）において、その取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%相当額の税額控除（法人税額の20%が限度）をすることができます。税額控除しきれない金額がある場合には1年間の繰越すことができます。



(注) 特定旅館業を営む大規模法人の取得する事業基盤強化設備については、取得価額の35%相当額（基準取得価額）とします。

また、青色申告法人である特定中小企業者等が、平成19年3月31日までに、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者からリースをして対象事業の用に供した場合には、事業の用に供した事業年度においてリース費用総額の60%相当額について7%相当額の税額控除（法人税額の20%が限度）が認められていました。



(注) 特定旅館業を営む大規模法人については、リース料総額の60% × 35%とします。

(2) 平成19年度改正による改正点

① 適用対象範囲の見直し

今年の税制改正で、この制度に次の見直しが行われたうえ、その適用期限が**平成21年3月31日**（改正前平成19年3月31日）まで2年間延長されました。

[1] 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に規定する認定計画に従って同法に規定する地域産業資源活用事業につき一定の基準に適合することの確認を受けたものが取得等をする当該認定計画に定める機械装置	適用対象に追加
[2] 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に係る措置及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一定の中小企業者で5年以内のものに係る措置	除 外
[3] 飲食店業に係る措置	対象設備を、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する認定を受けた振興計画に基づく振興事業に係る器具及び備品に限定
[4] 特定旅館業を営む大規模法人に係る措置	特別税額控除の対象から除外。対象設備に国際放送・高速通信設備を追加。厨房設備を除外。



- ・ 上表の[1]の規定は、法人が中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行の日以後に取得等する機械及び装置について適用されます。（平19改正所法等附則90⑤、1十一）
- ・ 上表の[3]の規定は、法人が平成19年4月1日以後に取得等する器具及び備品について適用し、法人が施行日前に取得等をした改正前の器具及び備品については、なお従前の例によります。（平19改正所法等附則90①）
- ・ 上表の[2][4]の規定は法人が平成19年3月31日以前に取得等をした改正前の機械及び装置については、なお従前の例によります。（平19改正所法等附則90④）

② リースの場合の税額控除制度の廃止（旧措法42の7③）

リースの場合の税額控除制度は廃止されました。

3

集積区域における集積事業用資産の特別償却制度の創設

(法^法措法44の2、68の20、所^所措法11の5)

青色申告法人で企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「地域産業活性化法」をいいます。）に規定する同意基本計画に定められた集積区域内において一定の業種に属する事業を営むものが、同法の施行の日から平成21年3月31日までの間に、当該法人が同法の承認を受けた企業立地計画に定められた一定の機械装置及び工場用の建物及びその附属設備（集積産業用資産といいます。）を取得等して、当該集積区域内において、一定の業種に属する事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その取得価額の15%相当額（建物等については8%相当額）の特別償却ができることになりました。

■企業立地計画に従い、取得等した機械装置及び建物等

機械装置

1台又は1基の取得価額が1,000万円以上、かつ、その合計額が3億円以上

特別償却 15%

建物等

1つの建物及びその附属設備の取得価額の合計額が5億円以上

特別償却 8%

適用 期日

- ・この改正は、法人が企業立地の促進等による地域における産業集積の形式及び活性化に関する法律の施行の日以後に取得等する集積産業用資産について適用されます。（平19改正所法等附則93④、1十二）

改正の 効果

頑張る地域への新規企業立地等を促進することで、地域の自立的発展の基盤強化及びわが国経済産業の国際競争力の強化を図ることができます。



五 その他の法人税制関係

1 企業に対する子育て減税措置の創設（法第46の3、68の32）

昨年、我が国は、戦後はじめて総人口が減少し、合計特殊出生率も過去最低（1.25）を記録しました。この急速な人口減少は、国民経済や社会の存立基盤に関わる問題です。このため、仕事と育児の両立支援に対する企業の取組みを後押しするため、事業所内託児施設に係る割増償却制度が創設されました。

つまり、青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき同法に規定する一般事業主行動計画（託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限ります。）を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たすものが、その事業年度終了の日において当該一般事業主行動計画に従って、一定の基準を満たす事業所内託児施設の設置及び運営を行っていることにつき証明がされた場合には、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に当該一般事業主行動計画に従って新設をした事業所内託児施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品については、5年間普通償却限度額の20%（次世代育成支援対策推進法の中小事業主については、5年間普通償却限度額の30%）の割増償却ができることとされました。

■事業所内託児施設関連資産に係る割増償却制度

事業所内託児施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品

×

5年間

大企業 20%
中小企業 30%

■適用対象となる設備

建 物	託児施設、床緩衝材等
建物附属設備	託児施設に附属する電気設備、排水衛生設備、空調換気設備、防災設備等
器具及び備品	防犯用の器具及び備品、遊具、家具

■適用対象企業の要件

大企業 (従業員301人以上)	[1] 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定していること [2] 同計画に事業所内託児施設の設置及び運営に関する取組方針を明記していること [3] 同計画を厚生労働大臣に対し届け出し、かつ、公表すること
中小企業 (従業員300人以下)	[1] 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定していること [2] 同計画に事業所内託児施設の設置及び運営を明記していること [3] 同計画を厚生労働大臣に対し届け出ること

■適用対象となる事業所内託児施設の要件

大企業	定員10名以上	子どもの半数以上が、託児施設設置企業の従業員の子どもであること
中小企業	定員6名以上	

※以下の施設利用条件が除外されています。(雇用特別会計による補助金制度では必須条件)

- ・ 託児施設の利用者の年齢制限（6歳まで）に関する要件
- ・ 託児施設の料金制限及び利用時間設定に関する要件

■適用施設設置場所の要件

事業所の敷地内・事業所の近接地
労働者の通勤経路・労働者の居住地の近接地

参考

事業所内託児施設の設置に係る費用 新規設置費：約5,000万円（20人規模）
（第一生命経済研究所調査による）

適用期日

この改正は、法人が平成19年4月1日以後に取得等する事業所内託児施設等について適用されます。（平19改正所法等附93⑦）

改正の効果

事業所内託児施設の設備投資負担が軽減されます。

2

事業革新設備の特別償却制度の見直し(法措法44の3、68の21、所措法11の3)

事業革新設備の特別償却制度については、特別償却率を見直した上で、平成21年3月31日（改正前平成19年3月31日）まで2年間延長されました。

改正前			改正後
機械装置の認定計画の種類	特別償却率	見直し	特別償却率を20%に一本化
認定事業再構築計画	30%		
認定共同事業再編計画	40%		
認定経営資源再活用計画	30%	新設	新計画の認定事業者による事業革新設備の導入については、30%
認定事業革新設備導入計画	24%	追加	新規の事業革新計画に係る特定事業革新設備については、30%

改正の
効果

この措置により、革新的な設備の導入・事業再編等を促進し企業の生産性の向上が支援できます。

3

経営所得安定対策等の導入に伴う特例措置の創設

(法措法61の2、61の3、68の64、68の65、所措法24の2、24の3)

青色申告書を提出する認定農業生産法人等が、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する交付金等の交付を受けた場合において、認定計画等の定めるところに従って農業経営基盤強化に要する費用に充てるため一定の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金の額に算入することができることとされました。

適用
期日

これらの規定は、法人の平成19年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。（平19改正所法等附則95）

II

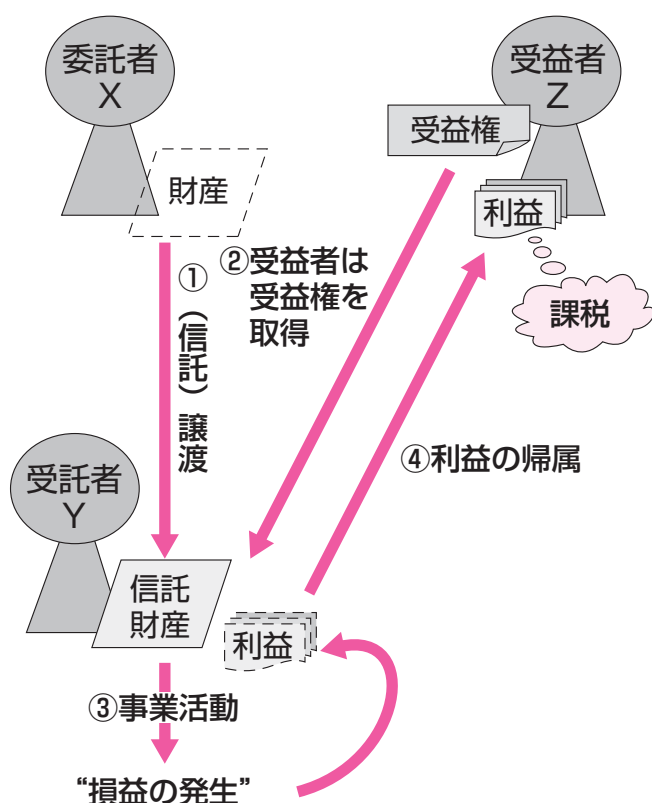
信託税制関係 の改正のポイント

1922年（大正11年）に信託法及び信託業法が整備されて以来、信託法は、専ら営業信託や集団信託といったものに使われ、貸付信託法、投資法人及び投資信託法、資産流動化法などの信託に関する特別法の方が信託法よりも発展をしてきました。ところで、近年、経済活動の多様化に合わせて信託も多様化しはじめ、信託制度そのものについても見直しが必要とされ、平成16年12月3日に改正信託業法が成立し、平成18年12月8日には改正信託法が成立しました。

そして、今後これらの新しい信託制度の活用が飛躍的に拡大することが予想

II

信託税制関係の改正のポイント



- ①委託者から受託者へ信託財産が移転
- ②受益者は受益権を取得
- ③受託者は信託契約に基づき、信託財産の管理・処分等を行う（事業活動）
- ④③の活動から生じた利益は受益者に帰属

（経済産業省 「平成19年度税制改正」 資料より）

されることから、今回、平成19年度税制改正で、現行の信託税制を維持しつつ、信託制度を利用した租税回避に対応した改正等が行われました。

この新信託法では、さまざまな信託の類型が可能になりました。つまり、従来の土地建物、金銭債権等に加え、企業が事業そのものを信託の対象とすることができるようになったり、企業や個人が財産を自分に信託することを認めることができるようになったりしました。また、これらの組み合わせも行うことができることになりました。

1 信託制度のあらまし

信託とは、一定の信託の方法により、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的は除きます。）に従い財産を管理又は処分及びその他その目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいいます。

信託法でいう信託の仕組みは、前ページの図のとおりです。

2 改正信託法の改正のポイント

改正信託法の改正のポイントは次のとおりです。

の 下 で 合 理 化 (一) 受託者の義務等の内容を適切な要件	① 忠実義務に関する規定の合理化	利益相反行為や競合行為を原則として禁止しつつも、信託行為の定め、重要な事実の開示を受けた受益者の承認、受益者の利益を害しないときその他正当な理由があるとき等はこれを許容。 これにより、受託者が信託財産を適正な賃料で借受けたり、適正な価格で購入するなどが可能となりました。
	② 自己執行義務に関する規定の合理化	信託行為に信託事務処理の第三者への委託を許容する旨の定めがない場合であっても、信託の目的に照らして相当であるときや第三者への委託が禁止されている場合であっても、信託の目的に照らしてやむを得ない理由があると認められるときは、これを許容。受託者の選任・監督上の義務について規定を整備。これにより信託財産をより適切な専門家に運用させることなどが可能となりました。

(2) 受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備	① 帳簿等の作成、保存等に関する規律の整備	受益者が必要な情報を入手できるよう、受託者の帳簿等の作成、保存等に関する規定を整備。
	② 受益者が複数の信託における意思決定方法の合理化	受益者が多数決で意思決定することを許容するほか、受益者集会などの制度を創設。
	③ 受託者の行為の差止め請求権を創設	損失てん補等の請求に加えて、違法行為の差止請求の制度を創設。
	④ 受託者を監視・監督する信託監督人制度等の創設	現行の信託管理人に加えて、受益者に代わって受託者を監視・監督する信託監督人、受益者に代わってその権利を行使する受益者代理人の制度を創設。
(3) 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備	① 信託の併合・分割の制度の創設	信託を併合することにより、安全で効率的な運用管理をすることなどが可能となり、受益者ごとに分割することなども可能となりました。
	② 受益証券発行信託：受益権の有価証券化を一般的に許容	受益権を有価証券化することにより、権利の移転が容易となり、市場からの資金調達も可能となりました。
	③ 新しい類型の信託の創設	(i) 限定責任信託：受託者の履行責任の範囲が信託財産に限定される信託 (ii) 自己信託：委託者が自ら受託者となる信託 (iii) 目的信託：受益者の定めのない信託

3 改正信託法に伴う信託税制の見直し

【改正前の概要】

原則、受益者に対して課税。例外的に、信託収益が受益者に現実に分配された段階で初めて課税するものも存在。さらに、受託者に課税するものも存在（※1）

※1 受託者に課税する信託は「特定信託」。配当を損金算入できる「ペイスルー」という制度もあるが、例外的な措置。



【改正後の概要】

原則、現行の受益者課税（パススルー課税）を維持し、不当に法人税を回避するような場合には、信託段階で受託者に課税を行う等の適切な措置が講じられました。

① 信託法の改正による新たな類型の信託への対応

(1) 受益証券発行信託

[1]	特定受益証券発行信託の信託財産に帰せられる収入及び支出（法法2二十九八、12、法令14の4⑪）	受託者段階で課税せず、受益者が受ける収益の分配について所得税又は法人税が課税されます。		
		特定受益証券発行信託とは、受益証券発行信託(②の①)に該当するものを除く。)のうち次の条件を満たすものをいいます。 イ 受託者が税務署長の承認を受けた法人であること。 ロ 信託に係る未分配利益の額が信託の元本総額の1,000分の25相当額以下であること。 ハ 各計算期間が1年以下であること。		
[2]	特定受益証券発行信託の収益の分配等（所法24、161、169、224、224の3、法法23）	個人受益者	個人受益者が受ける収益の分配	配当所得として課税されます。
			受益証券の譲渡による所得	株式等に係る譲渡所得等として課税されます。
			特定受益証券発行信託の収益の分配	配当控除に関する規定の適用はありません。
		法人受益者	特定受益証券発行信託の法人受益者が受ける収益の分配	受取配当等の益金不算入に関する規定の適用はありません。
		* 受益証券発行信託の収益の分配については20%の税率により源泉徴収が行われます。		
[3]	特定受益証券発行信託の信託財産につき納付した所得税（外国所得税を含む。）の額（所法176）	その収益の分配に係る源泉徴収税額から控除されます。		
[4]	特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託（法法4の6他）	その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税が課税されます。		
[5]	その他（所法224、224の3、224の4）	受益証券発行信託の収益の分配及び受益証券の譲渡対価について受益者の告知制度及び支払調書制度の整備が行われます。		
		受益証券発行信託の受益証券が印紙税の課税対象に加えられます。		

(2) 受益者等の存在しない信託

[1]	受益者等の存在しない信託（遺贈により設定された目的信託、委託者の地位を有する者のいない信託で受益者が特定されていないもの等）（法法2二十九の二ロ、4の6他）	その法人課税信託として受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税が課税されます。なお、この場合、信託の設定時に、受託者に対しその信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税が行われます。	
[2]	受益者等の存在しない信託を設定した場合	委託者	みなし譲渡課税又は寄附金課税が行われます。
		受託者	信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税が行われます。
[3]	受益者等の存在しない信託に受益者等が存することとなった場合	当該受益者等の受益権の取得による受贈益について、所得税又は法人税は課税されません。	
[4]	受益者等の存在しない信託が終了した場合	残余財産を取得した帰属権利者に対して所得税又は法人税が課税されます。	
[5]	受益者等の存在しない信託を利用した相続税・贈与税の租税回避	信託により受託者に適用される法人税率と相続等により適用される相続税率等の差を利用した租税回避	その受託者に相続税等が課税（法人税等は控除）されます。
		受益者等が特定した時に、世代飛ばしとなる場合	その受益者等に贈与税が課税されます。
[6]	公益信託	現行と同様の取扱いが維持されます。（注）	

（注） 個人が認定特定公益信託に金銭を拠出（出捐）した場合には、寄附金控除の対象になり、相続した財産の金銭を認定特定公益信託に拠出した場合には、相続税の負担が不当に減少する場合を除き、相続税の課税価格に算入されません。また、法人が特定公益信託に金銭を拠出した場合には、一般寄附金として一定限度額まで損金算入の対象となり、認定特定公益信託に金銭を拠出した場合には、一般寄附金と同額まで別枠で損金算入の対象となります。さらに、公益信託の信託財産の運用収益については、所得税は課されません。

(3) 受益者連続型信託等

信託行為に、一定の場合に受益権が順次移転する定めのある信託、受益者指

定権等を有する者の定めのある信託、その他これらの信託に類似する信託については、次のとおり課税されます。(相法9の2、9の3)

[1]	設定時において受益者等に対して、委託者から受益権を遺贈又は贈与により取得したものとみなして相続税、贈与税又は所得税が課税されます。
[2]	次の受益者等以降の者に対しては、その直前の受益者等から遺贈又は贈与により受益権を取得したものと、その直前の受益者等は受益権を遺贈又は贈与したものと、それぞれみなして相続税、贈与税又は所得税が課税されます。



上記(1)及び(2)の改正は、原則として、信託法の施行日以後に効力が生ずる信託について適用し、上記(3)の改正は、原則として、信託法の施行の日以後の受益権の移転等について適用されます。(平19改正所法等附則34、49)

② 信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化措置

(1) 受益者における法人税課税（法人課税信託）

法人（公共法人又は公益法人等を除く。）が委託者となる信託のうち、次のいずれかの要件に該当するものについては、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税が課税されることになりました。(法法2二十九の二八、4の6他)

	受託者が法人課税される要件	趣旨の理由
[1] 重要事業の信託	法人の事業の全部又は重要な一部（会社資産の5分の1）を信託し、自社の株主等に受益権の50%超を交付することが見込まれる場合	法人税の課税が回避される場合があるからです。
[2] 長期の自己信託等	受託者がその法人又はその法人の特殊関係者であり、かつ、その信託期間が20年を超える信託を設定した場合	長期間、課税が回避されるからです。
[3] 損益分配の操作が可能である自己信託等	受託者が当該法人又はその特殊関係者であり、受益権がその法人の特殊関係者であり、かつ、その特殊関係者に対する収益の分配割合の変更が可能である場合	関係者間で収益を付け替えることにより、課税所得を圧縮できるからです。

(2) 信託から生ずる損失の制限（措法41の4の2、67の12）

発生時受益者課税が適用される個人受益者	信託に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失	なかったものとみなされます。（損益通算ができません。）
発生時受益者課税が適用される法人受益者	信託損失のうち信託金額を超える部分の金額	損金の額に算入されません。
	損失補てん契約等により信託期間終了までの間の累積損益が明らかに欠損とならない場合	信託損失の全額を損金の額に算入されません。

(3) 合同運用信託

合同運用信託の範囲から委託者が実質的に多数でない信託が除外されました。（法法2二十六、所法2十一）



この改正は、原則として、信託法の施行日以後に効力が生ずる信託等（(2)については信託の受益者たる地位の承継を受ける法人のその承継に係る信託も含む。）について適用されます。（平19改正所法等附則3、34、84、105）

(4) 非居住者、内国法人及び外国法人がその引受けを行う法人課税信託

非居住者、内国法人及び外国法人がその引受けを行う法人課税信託につき内国法人課税所得又は外国法人課税所得の支払を受ける場合に所得税の納税義務が課されます。（所法5、平19改正所法等附4）

(5) その他所要の整備

上記の改正のほか、所得税、法人税、登録免許税、消費税、国税通則法、国税徴収法や調書等に関する整備が大幅に行われました。

(1) 法人税等関係	① 投資信託その他受益者段階課税（発生時課税）される信託以外の信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託若しくは従前の信託（以下「旧信託」という。）の受益者は、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る承継信託若しくは新たな信託の受益権以外の資産の交付を受けていない場合には、その旧信託の受益権の譲渡損益の計上が繰り延べられることとされました。（法法61の2） ② 信託財産を有するものとされる受益者、委託者その他の者の範囲等について整備が行われました。 ③ 受託者に対し法人税を課税する信託について、国内の営業所に
------------	---

	信託されたものは、内国法人と同様の課税を行うこととし、国外の営業所に信託されたものは、外国法人と同様の課税が行われることとされました。
(2) 登録免許税法の一部改正	① 受託者から元本受益者への信託財産の移転があった場合において登録免許税を非課税とする所有権の移転登記の範囲を信託の委託者である元本受益者に限る等の改正が行われた。(登免法7) ② 不動産等に係る担保権の信託の登記等に対する登録免許税について、その課税標準を債権金額又は極度金額とする等の整備を行うこととされた。(登免法17、別表第1) ③ 新たに創設される登記等について次のとおり課税することとされた。(登免法別表第1) イ 限定責任信託の定める登記等 3万円等 ロ 自己信託に係る事務に関する事業の登録 15万円 ④ その他所要の規定の整備が行われた。
(3) 消費税法の一部改正	法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして消費税法の規定を適用するほか、信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産の譲渡等の帰属等について、所要の整備が行われた。(消法14、15) (注) 上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)について適用されます。(平19改正所法等附則52)
(4) 国税通則法の一部改正	信託に係る国税の納付義務の承継や信託終了した場合の繰上請求について規定が設けられました。(通則法7の2、38)
(5) 国税徴収法の一部改正	清算受託者等の第二次納税義務や信託の受託者の任務が終了した場合等の滞納処分の効力に関する規定が設けられました。(徴収法34、139)

* なお、信託税制については、信託法改正後の信託の利用実態を踏まえつつ、信託制度の発展及び租税回避防止の観点から、必要な見直しが引き続き検討されます。



1 三角合併等

平成18年5月1日から施行されている会社法では、吸収合併、吸収分割又は株式交換の場合において、消滅会社の株主等に対して、存続会社等の株式を交付せず、金銭その他の財産を交付することができることになり（会社法749①二、758四、768①二）、次の組織再編が可能となりました。これを「対価の柔軟化」といいます。

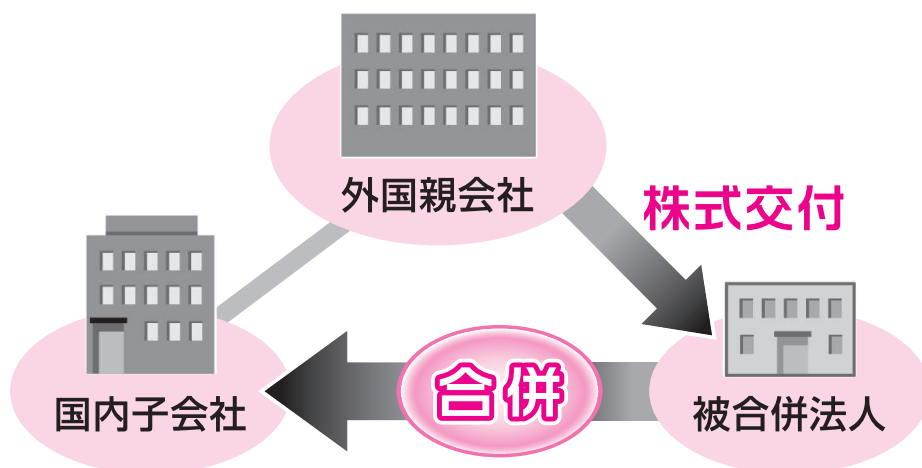
(1) 三角合併等

三角合併等とは、他の会社を吸収合併等する場合に、消滅会社の株主等に対して、存続会社の株式ではなく、存続会社の親会社の株式を交付して行う合併のことをいいます。この三角合併等により、外国企業の在日子会社が日本法人を吸収合併しやすくなりました。

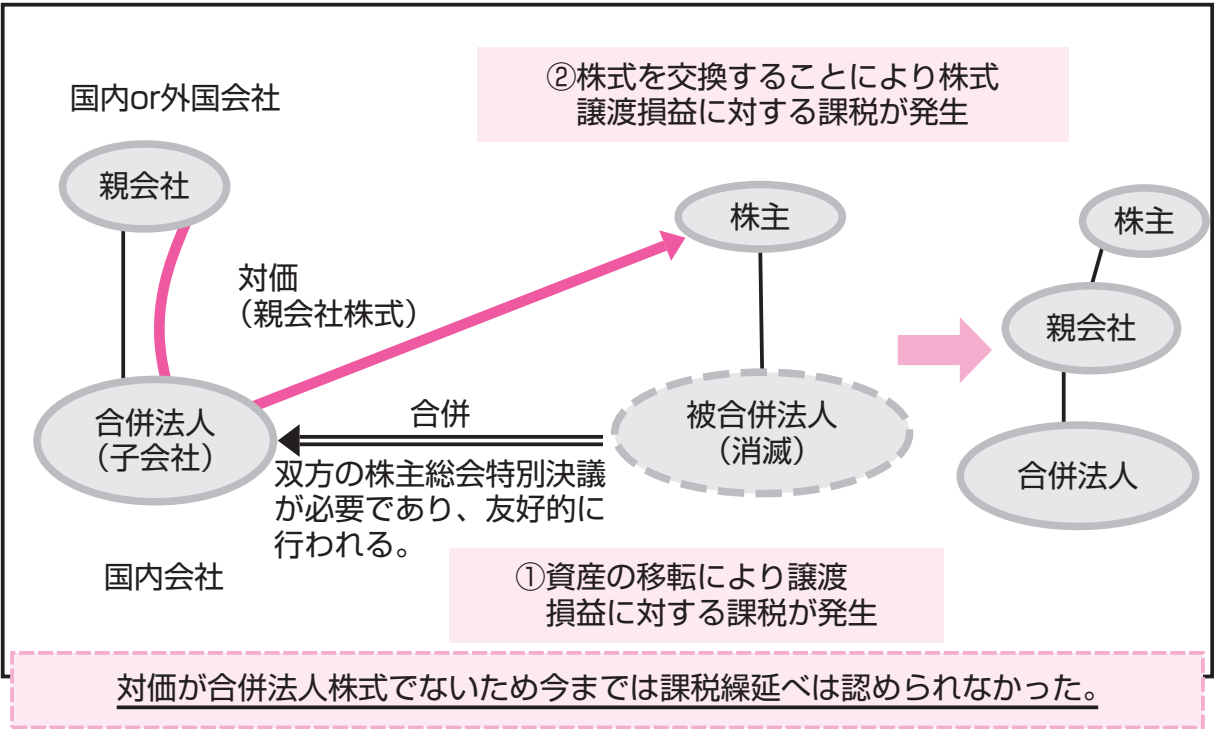
(2) キャッシュ・アウト・マージャー

消滅会社の株主等に金銭のみを交付する合併のことをいいます。存続会社の株主の出資比率を維持したまま合併等を行うことができます。

このうち、三角合併等については、敵対的買収に対する企業防衛策を採用する機会を確保するため、その適用時期が会社法の施行の日から1年間延長され、平成19年5月1日から施行されることとなっていました（会社法附則4）。これに伴い、今年の税制改正で、この三角合併等に関する課税の繰延べの要件が明確化されることになりました。



【三角合併の例】



(経済産業省・平成18年12月「平成19年度税制改正について」より)

【改正前の課税関係】

原則	企業組織再編により資産等の移転があった場合には、移転資産のすべてに対して譲渡損益を認識します。
例外	企業組織再編が税制適格となる場合には、移転資産のすべての譲渡損益課税は繰り延べられ、帳簿価額により移転があったものとされます。

〔税制適格の要件（合併の場合）〕

〔1〕 合併対価の要件

合併法人の株式のみが交付されること（合併法人以外の資産、例えば、現金等が交付されないこと）

〔2〕 合併当事者間（被合併法人と合併法人）の要件

適用グループの合併		共同事業を営むための合併
100%グループ内	50%超グループ内	
100%関係の継続	・ 50%超関係の継続 ・ 従業員の継続従事 (80%以上) ・ 主要な事業の継続	・ 合併法人株式の継続保有 ・ 事業関連性 ・ 事業規模が5倍を超えないこと又は特定役員の引継ぎ ・ 従業員の継続引継ぎ (80%以上) ・ 主要な事業の継続

【三角合併等の課税関係（平成19年度税制改正）】

(1) 適格要件（**法**法法2十二の八、十二の十一、十二の十六、61の2、**所**所法57の4）

三角合併等が認められることに伴い、改正前の原則・例外の枠組みは維持されたまま、三角合併等の場合の課税関係のみが追加的に規定されました。合併等の対価として100%親会社の株式が交付された場合に限り、改正前の組織再編税制の枠組みに沿って、資産の移転に伴う譲渡損益の課税の繰延べと、被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の課税の繰延べが認められることとなりました。

〔税制適格の要件（合併の場合）〕

① 合併対価の要件

次のいずれかであること

- ・ 合併法人の株式のみが交付されること
- ・ 合併法人の親法人（**注**）の株式のみが交付されること（追加部分）

（注） 合併の直前に合併法人の発行済株式の全部を直接に保有し、かつ、合併後にその発行済株式の全部を直接に継続して保有することが見込まれる法人をいいます。

② 合併当事者間の要件

共同で事業を行うための組織再編成に該当するか否かを判定する要件である「事業性」及び「事業関連性」について、運用面での取扱いの明確化が図られました。



この改正は、平成19年5月1日以後に行う合併等について適用されます。
（平19改正所法等附則33、36、38～41、47）

(2) 三角合併等における非居住者・外国法人株主に対する株式譲渡益課税

被合併法人の非居住者等株主が旧株の対価として海外で流通する株式を取得する場合にまで旧株の譲渡益の課税の繰延べを認めると、その後においてその外国親会社の株式を海外等で譲渡した場合に、わが国で課税されない可能性があります。そこで、原則として、譲渡益に課税することとされました。（措法37の14の2）

原則	合併等により被合併法人の株主に外国親会社の株式が交付され、その株主が非居住者又は外国法人株主（以下「非居住者等株主」といいます。）である場合は、その合併等の時に旧株（被合併法人株式）の譲渡益（注１）に対して課税されます（注２）。
例外	旧株が国内に恒久的施設を有する非居住者等株主が国内において行う事業に係る資産として管理するものである場合は、譲渡益課税は行われません。

（注１） わが国で課税の対象となる国内源泉所得に該当するものに限ります。

（注２） 国内に恒久的施設を有する非居住者等株主がその交付を受けた外国親会社の株式を国内において行う事業に係る資産として国内の恒久的施設において管理しなくなったときは、その時に外国親会社の株式を譲渡したものとして課税されます。



新たに制度化された三角合併等について課税の繰延べが可能となり、経済環境の変化に柔軟に対応した企業経営の一層の促進を図ることができるようになりました。



この改正は、平成19年５月１日以後に行う合併等について適用されます。
（平19改正所法等附則76）

2

クロスボーダーの組織再編に伴う国際的租税回避の防止措置

（措法68の２の３、68の３、66の９の６他）

三角合併等に際して外国親会社の株式が合併等の対価として交付されるようになると、軽課税国に所在する実体のない会社（ペーパーカンパニー）を利用することにより、国際的な租税回避が行われる可能性があります。そのような租税回避を防止するために、次のような措置が講じられました。

(1)	企業グループ内（50%超の支配関係）の法人間の合併等が非適格合併等とされる場合	[1] 軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とすること
		[2] 合併法人等（存続会社等）にも事業の実体が認められないこと
		（理由） 消滅会社等は実体のある内国法人であり、この段階で譲渡損益を認識しないと、租税回避される可能性があるからです。
(2)	合併等の時の株主に旧株の譲渡益に対し	[1] 軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とすること
		[2] 合併等が適格合併等に該当しないこと

	て課税される場合	(理由) 非適格合併等であっても、存続会社の株式又はその親法人の株式のいずれか以外の資産(例:現金等)が交付されない限り、旧株(消滅会社株式)の譲渡益に対しては課税されませんが、合併等の対価が[1]である場合は、租税回避防止の観点から、適格・非適格の別が問われることになります。
(3)	現物出資が非適格とされる場合	内国法人が保有する外国子会社(注1)の株式を、軽課税国に所在する実体のない外国親会社(注2)又はその外国親会社に係る外国子会社に現物出資する場合 (注1) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の適用対象となるものに限ります。 (注2) その内国法人の持分の80%以上を保有するものに限りま
		(理由) 実体のある資産等が現物出資され、この段階で譲渡損益を認識しないと、租税回避される可能性があるからです。
(4)	外国法人に留保した所得(*)がその持分割合に応じて、その外国法人の株主である居住者及び内国法人の所得に合算して課税される場合	内国法人(注1)の株主が組織再編成等により軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人(注2)を支配(注3)することとなった場合 (注1) 少数の株主グループによって支配(80%以上の持分保有)されるものに限ります。 (注2) その内国法人の資産・負債のほとんどすべてを取得した他の内国法人を含みます。 (注3) 80%以上の持分保有 *合算対象となる所得には、その外国法人に係る外国子会社のうち、軽課税国に所在する実体のないものに留保した所得も含まれます。



- 1 上記(1)及び(2)の改正は、平成19年10月1日以後に行われる合併等について適用されます。(平19改正所法等附則109、110)
- 2 上記(3)の改正は、平成19年10月1日以後に行われる現物出資について適用されます。(平19改正所法等附則109、110)
- 3 上記(4)の改正は、平成19年10月1日以後に内国法人の株主が外国法人を通じて内国法人の持分の80%以上を保有する場合について適用されます。(平19改正所法等附則101、124)

3 移転価格税制の改善措置

移転価格税制とは、企業とその企業の国外関連法人との取引価格を通常取引価格(独立企業間価格)で計算し直すことにより、国外関連法人との取引を通じた所得の海外移転を防止する制度をいいます。

国外関連法人との取引は国際取引の約7割を占め、近年、我が国において、国税当局による移転価格税制に係る更正処分件数及び更正所得金額は増加傾向にあります。二重課税の防止の措置として二国間の相互協議の制度が、予見可能性の担保する措置として事前確認制度が設けられていますが、相当の日時を要するのが実態です。そこで、今年の税制改正では、納税猶予制度が創設され、事前確認制度の見直しが行われました。

(1) 納税猶予制度の創設（措法66の4の2①②）

租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合において、その申立てをした者が申請をしたときは、更正又は決定に係る国税（相互協議の対象となるものに限り、）及びその加算税の額につき、その納期限（申請が納期限後であるときは、申請の日）から相互協議の合意に基づく更正があった日（合意が行われなかった等の場合には、国税庁長官がその旨を通知した日）の翌日から1月を経過する日までの期間、納税の猶予が認められることとされました。納税を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保が徴されます。

(2) 延滞税の免除（措法66の4の2⑦）

納税の猶予をした国税に係る延滞税のうち猶予期間（申請の日が猶予した国税の納期限以前の日である場合には、申請の日から納期限までの期間を含みます。）に対応する部分は、免除されることとされました。

(3) 事前確認制度の見直し及び運用の明確化

国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）に係る事前確認及びその事前相談について、申請手続の円滑化及び執行体制の整備が図られました。また、移転価格課税上の適用の明確化に向けた取組みも引き続き進められます。

（注） 納税の猶予が終了した時には、確定した本税及びその加算税を納付することになります。なお、事前確認で確認された内容に従った自主的な修正申告に係る税額には、加算税は課されません。



これらの改正は、平成19年4月1日以後に行われる申請について適用されます。（平19改正所法等附則98）



納税猶予制度の創設による企業の負担が軽減され、事前確認制度の見直し及び運用の明確化による企業の予見可能性が向上することによって、我が国企業の国際展開の円滑化が図られます。

III

国際税制関係の改正のポイント

4 外国子会社合算税制判定要件の見直し及び適用除外の書類保存

わが国の企業が税負担の著しく低い国・地域に海外子会社を設立し、その海外子会社との取引を通じて利益を移転したり、その海外子会社に資産運用をさせてその会社に利益を留保すれば、わが国での法人税課税を免れることができます。

外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）は、このような海外子会社を利用した租税回避行為に対処するため、海外子会社の留保所得を、その持分に応じて、親会社の所得に合算して課税する（課税繰延べを防止するもの）制度です。

しかし、実体のある事業を行っている等、一定の条件を満たす場合は、合算課税の対象とならないこととされています。

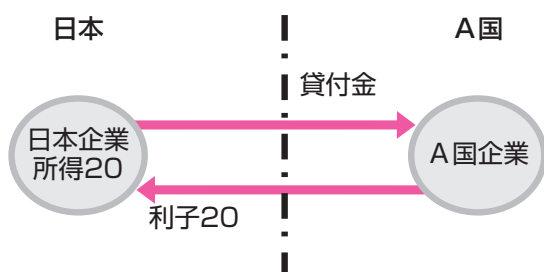
【外国子会社合算税制の仕組み】

外国子会社合算税制

日本企業が軽課税国・地域に設立した子会社に留保された所得（下図では20）を日本親会社の所得に合算して課税する。

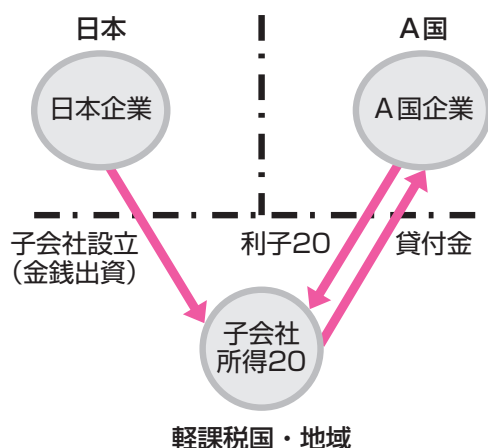
軽課税国・地域の子会社を利用しない場合

日本企業がA国企業に融資を行い、日本企業が貸付金利息20を計上



軽課税国・地域の子会社を利用した場合

日本企業が金銭を出資して軽課税国・地域に子会社を設立し、その子会社がその出資を受けた金銭をもってA国企業に融資を行い、子会社が貸付金利息20を計上



(財務省 HP より)

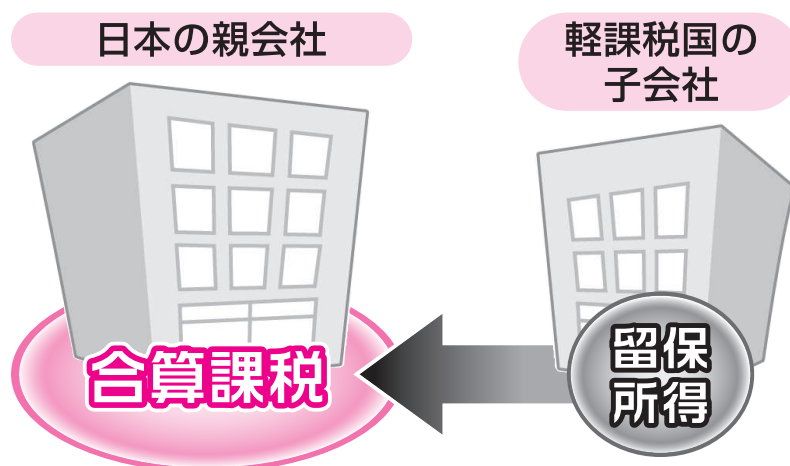
今年の税制改正では、この外国子会社合算税制について、次のように判定要素の見直しが行われました。（措法66の6）

判定対象	外国関係会社及び外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の判定要素	判定基準
外国関係会社	次のいずれか多い割合 〔1〕 株式の数の割合 〔2〕 議決権の数の割合 〔3〕 請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合	50%超でその外国法人は外国関係会社に該当
外国子会社合算税制の適用除外を受ける内国法人・居住者		5%以上で内国法人等は適用対象に該当

なお、会社合算税制の適用除外を受けるために必要な書類等の保存がない限り、適用除外が認められないことが明確になりました。（措法66の6⑥）



この改正は、特定外国子会社等の平成19年4月1日以後に終了する事業年度の適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用されます。（平19改正所法等附則99）



5 その他の国際課税関連の改正

非居住者等が支払を受ける振替地方債の利子について、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととされた。（措法5の2、67の16）

（注） この改正は、平成20年1月1日以後に支払を受けるべき振替地方債の利子について適用されます。（平19改正所法等附則60、107）

IV

相続税制関係 の改正のポイント

1

特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設（措法70の3の3、70の3の4）

平成19年1月1日から平成20年12月31日までに間に贈与を受けた取引相場のない株式等について、相続時精算課税制度に係る贈与者年齢要件を一般の場合の65歳から60歳に引き下げ、非課税枠についても2,500万円から3,000万円に拡大されました。

平成15年に創設された相続時精算課税制度は、一定の生前贈与について、推定相続人の一人（受贈者）の選択により、従来の暦年課税方式の贈与税に代えて、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税をすることができる仕組みとなっています。この相続時精算課税制度の適用対象となる贈与者（特定贈与者）は、65歳以上の親で、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子（養子を含みます。）です。

この制度について、特定受贈者が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間にその年の1月1日において60歳以上の者から、500万円以上の特定同族株式等の贈与を受ける場合には、以下の要件を満たすときに限り、同制度が選択適用できることとされ、まず、500万円の特別控除をし、その後相続時精算課税の2,500万円非課税枠を適用する等の措置が講じられました。

■特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例の適用要件

(1) 特定同族法人の株式等であること	発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が20億円未満であること。 代表者が2人以上いないことなど
(2) 贈与直前の贈与者の要件	特定同族法人の代表者であること その特定同族法人発行済株式等及び議決権の50%超を有していること。

確認日（この制度を選択した年の翌年3月15日から4年経過日）において受贈者・その法人がこれらの要件を満たしていることを確認する必要があります。

IV

相続税制関係の改正のポイント

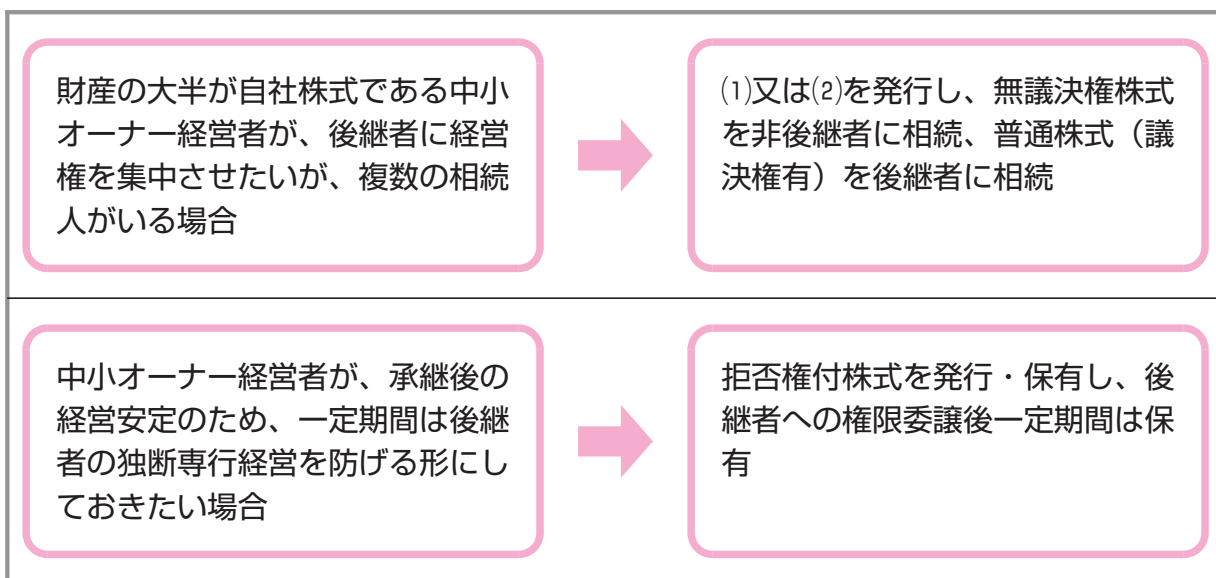
	相続時精算課税制度		
	通 常	住宅取得等資金贈与 特例	特定同族株式等に 係る特例
非 課 税 枠	2,500万円	3,500万円	3,000万円
贈与者年齢制限	65歳以上	何歳でもよい	60歳以上
受 贈 者	20歳以上の子		

2 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化

会社法の下で活用の幅が広がった種類株式は、中小企業の事業承継においてもその活用が期待されていますが、相続税法上の評価方法が不明確であるため活用が進まないとの指摘がありました。そこで、中小企業の事業承継において活用が期待される典型的な種類株式（以下の三類型）の相続税法上の評価方法が、以下のとおり個別通達改正（平成19年2月26日国税庁より文書回答事例が公表）により明確化されました。その内容は以下のとおりです。

(1) 配当優先の無議決権株式（第一類型）	普通株式と同様に評価することが原則（純資産価額方式の場合には配当優先の有無に関わらず普通株式と同額評価）。 ただし、相続時の納税者の選択により、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提で、議決権がない点を考慮し、株式を取得した同族株主の全員が同意した場合には、同族株主が相続した無議決権株式について普通株式評価額から5%を評価減することも可能とする。（無議決権株式の評価減分を議決権株式に加算）
(2) 社債類似株式（一定期間後に償還される特定の無議決権＋配当優先株式）（第二類型）	以下の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じた評価（発行価額と配当に基づく評価）を行う。 〔1〕優先配当、〔2〕無議決権、〔3〕一定期間後に発行会社が発行価額で取得、〔4〕残余財産分配は発行価額を上限、〔5〕普通株式への転換権なし
(3) 拒否権付株式（第三類型）	拒否権付株式（普通株式＋拒否権）は、普通株式と同様に評価する。

■典型的活用方法



評価方法明確化により予測可能性が高まり、種類株式の活用が大いに促進され、事業承継の円滑化に資することができるようになります。

資産評価企画官情報（平成19年3月9日国税庁）

① 配当優先の株式の評価

同族株主が相続等により取得した配当（資本金等の額の減少に伴うものを除く。以下同じ。）優先の株式の価額については次により評価する。

イ 類似業種比準方式により評価する場合

財産評価基本通達183（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）の(1)に定める「1株当たりの配当金額」については、株式の種類ごとに計算して評価する。

ロ 純資産価額方式により評価する場合

配当優先の有無にかかわらず、財産評価基本通達185（純資産価額）の定めにより評価する。

② 無議決権株式の評価

無議決権株式については、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価する。ただし、同族株主が無議決権株式（次の(2)に掲げる社債類似株式を除く。）を相続又は遺贈により取得した場合には、次のすべての条件を満たす場合に限り、上記①又は原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、当該控除した金額を

当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することを選択することができることとする（以下、この方式による計算を「調整計算」という。）。

【条件】

- イ 当該会社の株式について、相続税の法定申告期限までに、遺産分割協議が確定していること。
- ロ 当該相続又は遺贈により、当該会社の株式を取得したすべての同族株主から、相続税の法定申告期限までに、当該相続又は遺贈により同族株主が取得した無議決権株式の価額について、調整計算前のその株式の評価額からその価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することについての届出書（別添）が所轄税務署長に提出されていること。
- （注） 無議決権株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間及び議決権のある株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間では、それぞれの株式の1株当たりの評価額は同一となる。
- ハ 当該相続税の申告に当たり、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」に、次の算式に基づく無議決権株式及び議決権のある株式の評価額の算定根拠を適宜の様式に記載し、添付していること。

【算式】

$$\text{無議決権株式の評価額（単価）} = A \times 0.95$$

$$\text{議決権のある株式への加算額} = (A \times \text{無議決権株式の株式総数 (注1)} \times 0.05) = X$$

$$\text{議決権のある株式の評価額（単価）} = (B \times \text{議決権のある株式の株式総数 (注1)} + X) \div \text{議決権のある株式の株式総数 (注1)}$$

A… 調整計算前の無議決権株式の1株当たりの評価額

B… 調整計算前の議決権のある株式の1株当たりの評価額

（注1）「株式総数」は、同族株主が当該相続又は遺贈により取得した当該株式の総数をいう（配当還元方式により評価する株式及び下記(2)により評価する社債類似株式を除く。）。

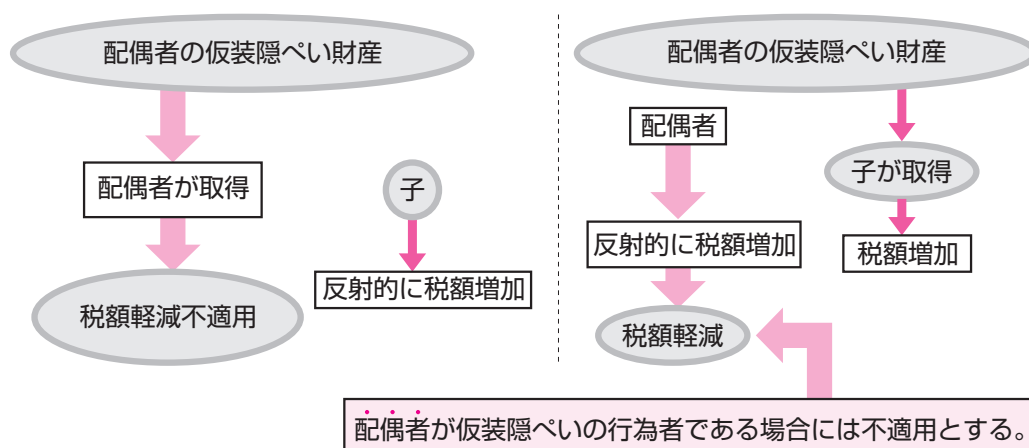
（注2）「A」及び「B」の計算において、当該会社が社債類似株式を発行している場合は、下記(2)のなお書きにより、議決権のある株式及び無議決権株式を評価した後の評価額。

(2) 社債類似株式（一定期間後に償還される特定の無議決権＋配当優先株式）（第二類型）	次の条件を満たす株式（社債類似株式）については、その経済的実質が社債に類似していると認められることから、財産評価基本通達197-2（利付公社債の評価）の(3)に準じて、発行価額により評価するが、株式であることから、既経過利息に相当する配当金の加算は行わない。 なお、社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式の評価に当たっては、社債類似株式を社債として計算する。 【条件】 イ 配当金については優先して分配する。 また、ある事業年度の配当金が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積することとするが、優先配当金を超えて配当しない。 ロ 残余財産の分配については、発行価額を超えて分配は行わない。 ハ 一定期日において、発行会社は本件株式の全部を発行価額で償還する。 ニ 議決権を有しない。 ホ 他の株式を対価とする取得請求権を有しない。
(3) 拒否権付株式（第二類型）	拒否権付株式（会社法第108条第1項第8号に掲げる株式）については、拒否権の有無に関わらず普通株式と同様に評価する。

3

仮装又は隠ぺいがあった場合の配偶者税額軽減措置の見直し（相法19の2）

相続税の配偶者の税額軽減措置について、配偶者が仮装又は隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合には、当該仮装又は隠ぺいしていた財産に伴い増加する税額について、税額軽減措置は適用できないこととされました。（平成19年4月1日以後に相続・遺贈により取得する財産について適用）



* なお、仮装隠ぺいの行為者の税額増加額については、重加算税が課されます。

4 みなし相続財産の範囲に国外生命保険等を追加 (相法10)

- (1) 相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金の範囲に、わが国の保険業法の免許等を受けていない外国の保険業者と締結された生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金が増えられました。
(←改正前は、一時所得として所得税が課税されていました)
- (2) 相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金に類する共済金の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した生命共済等に係る共済金が増えられました。(相令1の2)



(1)の改正は、平成19年4月1日以後に相続・遺贈又は贈与により取得する財産にかかる相続税又は贈与税について課税され、(2)の改正は同日以後に中小企業等協同組合法の規定による許可を受けた特定共済組合から支給を受ける生命共済及び傷害共済に係る共済金について適用されます。(平19改正所法等附則49④、平19改正相令附則2)



5 取得費加算特例に係る相続税額が減少した場合の延滞税の一部免除

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を受けた者が、その後の相続税の更正の請求の特例に基づき相続税額が減少したことに伴い、譲渡所得の金額が増加し所得税の修正申告書の提出等をする場合においては、その納付すべき所得税の額に係る延滞税の計算について、その適用を受けた所得税の法定納期限の翌日からその提出等の日までの期間は延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされました。(措法39)



この改正は、平成19年4月1日以後に修正申告書を提出したこと又は更正があったことにより納付すべき所得税について適用される。(平成19改正所法等附則79)

土地建物税制関係 の改正のポイント

1

住宅ローン控除制度の拡充等―税源移譲に対応した住宅ローン減税の特例の創設（措法41③）

税源移譲に伴い、所得税の住宅ローン控除制度を中低所得者層が利用した場合に減税額が減少することを踏まえ、計画的な持家取得を支援する観点から、住宅の取得等をして平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合について、控除率を引き下げた上で控除期間を15年に延長する特例が創設されました。この特例は、従来の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とされました。

■新住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例（創設）

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高	適用年・控除率		最大控除額
平成19年	15年間	2,500万円以下の部分	1年目から10年目まで	0.6%	200万円
			11年目から15年目まで	0.4%	
平成20年	15年間	2,000万円以下の部分	1年目から10年目まで	0.6%	160万円
			11年目から15年目まで	0.4%	

↑ 選択適用が認められます ↓

■住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（改正前の現行制度）

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高	適用年・控除率		最大控除額
平成19年	10年間	2,500万円以下の部分	1年目から6年目まで	1%	200万円
			7年目から10年目まで	0.5%	
平成20年	10年間	2,000万円以下の部分	1年目から6年目まで	1%	160万円
			7年目から10年目まで	0.5%	

2

住宅のバリアフリー改修促進税制の創設 (措法41の3の2)

(1) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の
控除額の特例

年齢が50歳以上である者等一定の居住者が、その居住用の家屋について、高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な増改築等を行い平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、その増改築等に充てるために借り入れた住宅借入金等についてローン控除が認められる制度が創設されました。

■住宅のバリアフリー改修促進税制創設

居住の用に供する時期	控除期間	増改築等特例適用年の住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率		最大控除額
平成19年4月1日から平成20年12月31日まで	5年間	1,000万円以下の部分	バリアフリーに係る改修工事に要した費用に相当する借入金額(200万円を限度)	2%	60万円
			上記以外の増改築に要した費用に相当する借入金額	1%	

(注) 補助金等を受けた場合は、その金額を控除します。

平成19年4月1日～平成20年12月31日居住分

1	2	3	4	5	年目	《対象工事[1]+[2]の合計で1,000万円を限度》			
8	8	8	8	8	※最高60万円		ローン残高	控除年	控除率
4	4	4	4	4		[1] 増改築工事費用	～1000万円	1～5年目	1.0%
						[2] うちバリアフリー改修工事費用	～200万円	1～5年目	2.0%

(単位：万円)

参考

また、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅で一定の要件を満たす場合には、1戸当たり100平方メートルまでを限度として改修工事完了年の翌年度分の固定資産税の税額が3分の1減額されることになりました。なお、改修工事完了後3月以内に市町村に申告する必要があります。(地法附則16)

■従来の住宅ローン減税とバリアフリー改修促進税制（所得税）の比較

	従来の住宅ローン減税	バリアフリー改修促進税制	
税額控除率	1.0% ※7年目から10年目まで0.5%	バリアフリー改修工事部分	2%
		上記以外	1%
控除期間	10年間	5年間	
ローンの償却期間	10年以上が対象	5年以上が対象	
ローンの限度額	19年居住：2,500万円 20年居住：2,000万円	200万円 ※バリアフリー改修工事以外の部分と合計で1,000万円	
工事費用	100万円超	30万円超	

■適用対象要件

一定のバリアフリー改修工事	次に該当する工事で、その工事費用（補助金等をもって充てる部分を除く。）の合計額が30万円を超えるものをいいます。 〔1〕 廊下の拡幅 〔2〕 階段の勾配の緩和 〔3〕 浴室改良 〔4〕 便所改良 〔5〕 手すりの設置 〔6〕 屋内の段差の解消 〔7〕 引き戸への取替え工事 〔8〕 床表面の滑り止め化
一定の居住者	以下のいずれかに該当する者です。 〔1〕 50歳以上の者 〔2〕 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者 〔3〕 障害者である者 〔4〕 居住者の親族のうち〔2〕若しくは〔3〕に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者
適用対象となる住宅借入金等の範囲	償還期間5年以上の一定の住宅借入金等及び死亡時一括償還に係る借入金等
バリアフリー改修工事等の証明書	次のいずれかが発行するものがが必要です。 〔1〕 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録性能評価機関 〔2〕 建築基準法に基づく指定確認検査機関 〔3〕 建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士
その他の要件	従来の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件と同様です。

なお、この特例は、次の(2)の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とされます。

※二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算については、調整措置が講じられています。

(2) 住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (措令26⑱)

住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、従来から適用対象となっている大規模の修繕又は模様替等に加え、大規模の修繕又は模様替に至らない工事のうち、一定のバリアフリー改修工事が適用対象に加えられました。

■従来から適用対象となる増改築工事の範囲

- [1] 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・大規模の模様替え
- [2] マンションなどの区分所有建物のうち、その人が区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕・模様替え
- [3] 家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室又は壁の全部について行う修繕・模様替え
- [4] 家屋について行う地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕・模様替え

■平成19年度改正により追加された増改築工事

一定のバリアフリー改修工事

次に該当する工事をいいます。

- [1] 廊下の拡幅 [2] 階段の勾配の緩和 [3] 浴室改良
- [4] 便所改良 [5] 手すりの設置 [6] 屋内の段差の解消
- [7] 引き戸への取替え工事 [8] 床表面の滑り止め化

〔参考：適用要件〕

住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用要件は次のとおりです。また、前ページの適用対象要件のバリアフリー改修工事等の証明書と同様の機関等が発行した証明書が必要です。(措令26⑱)

[1] 増改築後の家屋の床面積が50平方メートル以上であること

[2] 工事費用が100万円を超えること

〔3〕増改築後の家屋の床面積の2分の1以上が自己の居住用であること

〔4〕工事費用の額の2分の1以上が自己の居住用部分に係るものであること

〔5〕合計所得金額が3,000万円以下であること



この改正は、増改築等をした居住用家屋を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用されます。(平19改正措令附則21)

※なお、住宅のバリアフリー改修促進税制については、今後の適用状況を踏まえつつ、高齢者等の安心・安定した居住環境の確保や税制としての適切な支援のあり方等の観点から、今後、引き続き検討が行われます。

3

特定資産の買換特例（法人17号買換え・個人16号買換え）の延長

（法措法65の7～65の9、所措法37）

事業の用に供している国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年超のものを譲渡し、一定の期間内に国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置の買換資産を譲渡の日の属する年中又は前年中若しくは翌年中に取得して、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合には、その譲渡収入又は買換資産の取得価額の80%相当分については譲渡がなかったものとして課税の繰延べができる制度がありますが、この制度の適用期限が平成20年12月31日（改正前平成18年12月31日）まで2年延長されました。

法人17号(旧16号)、個人16号(旧15号)該当		適用期限	
譲渡資産	買換資産	(改正前)	(改正後)
国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間10年超のもの	国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置	平成18年12月31日	平成20年12月31日



参考

(1) 「譲渡資産の譲渡価額 ≤ 買換資産の取得価額」(同額又は増額買換え)の場合

計算式	(譲渡資産の 譲渡価額	×20%)	－	(譲渡資産 の取得費	＋	譲渡 費用	)	×20%＝譲渡所得の金額
-----	-----------------	--------	---	----------------	---	----------	---	--------------

(2) 「譲渡資産の譲渡価額 > 買換資産の取得価額」(低額買換え)の場合

計算式 収入金額 = 譲渡資産の譲渡価額 - 買換資産の取得価額 × 80%

必要経費 = (譲渡資産の取得費 + 譲渡費用) × $\frac{\text{収入金額}}{\text{譲渡資産の譲渡価額}}$

譲渡資産の金額 = 収入金額 - 必要経費

4 2,000万円特別控除の複数年控除の適用制限(所措法34、法措法65の3)

個人の有する土地又は土地の上に存する権利が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該当することとなつた場合には、その者がその年中にその該当することとなつた土地等を譲渡した場合には、その譲渡益から2,000万円を控除することができます。

この特別控除の対象となる土地等の譲渡について、同一事業の用地等として複数年にわたって譲渡が行われた場合であっても、一部の法律、例えば古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法などの規定により買取られる場合などは、この特別控除の複数年適用が可能でした。

ところが、今年の税制改正で、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の対象となる土地等の譲渡のすべてについて、一定の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合において同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しないこととされました。

**適用
期日**

この改正は、平成20年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。(平19改正所法等附則74⑤、97③)

5

特定の居住用財産の買換え・交換特例の延長と相続等の居住財産の買換え特例の廃止等

(1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2～36の5、措令24の2～24の4)

居住用財産を譲渡して譲渡益が発生した場合は、3,000万円の特別控除を差し引くことができますが、居住用財産を買い換えるときには、3,000万円特別控除との選択により、特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例が利用できます。

今年の税制改正では、特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産である家屋の床面積要件の上限（改正前280㎡）が撤廃されたうえ、その適用期限が平成21年12月31日まで3年延長されました。（平成19年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用）

(2) 相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（旧措法36の2～36の5）

この課税の特例は、今年の税制改正で廃止されました。



平成19年4月1日以前に行った譲渡資産の譲渡又は交換譲渡資産の交換については、従前どおりとされます。（平19改正所法等附則74⑧～⑪）

特例制度	特定居住用財産の買換え特例 ← 一本化	相続等により取得した居住用財産の買換え特例
譲渡資産の要件	① 居住用財産である ② 所有期間10年超 ③ 居住期間10年以上 ④ なし	① 同左 ② 同左 ③ 居住期間30年以上 ④ 相続要件（父母等から相続等により取得したもので相続開始時まで父母等が居住していたもの）
買換え資産の要件	① 居住用財産である ② 面積要件 ●建物[床面積]：50㎡～280㎡《この上限は平成19年度改正で廃止》 ●土地[面積]：500㎡以下	① 同左 ② なし
適用期限	平成21年12月31日（改正前平成18年12月31日）まで3年間延長	平成19年3月31日限りで廃止

居住用住宅を売却して譲渡益がでた場合の特例

		特例制度等	改正後
マイホームを売却した場合	買換特例を適用する場合	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(注)	買換資産である家屋の床面積要件の上限(改正前280㎡)を撤廃したうえ、その適用期限が3年延長されました。(平成19年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用)
		相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	廃止されました。(平成19年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用)
	3,000万円特別控除を適用する場合	軽減税率適用の譲渡所得(10年超所有)	—
		長期譲渡所得(5年超所有)	—
		短期譲渡所得(5年以下所有)	—

(注) 所有期間が10年を超え、かつ、自己の居住していた期間が10年以上である住宅を譲渡し、「一定の住宅」を取得した場合に適用があります。

■居住用財産の買換特例の内容

譲渡資産の
譲渡価額 $\leq$ 買換資産の
取得価額 の場合

譲渡所得は課税されません。

譲渡資産の
譲渡価額 $>$ 買換資産の
取得価額 の場合

その超える部分についてのみ、その資産の譲渡があったものとされ、譲渡所得は次の算式によって計算されます。

$$\left[\text{収入金額} - \left\{ \left(\text{譲渡資産の譲渡価額①} \right) - \left(\text{買換資産の取得価額②} \right) \right\} \right] - \left[\text{必要経費} - \left\{ \left(\text{譲渡資産の取得費} \right) + \left(\text{譲渡費用} \right) \right\} \right] \times \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{①}}$$

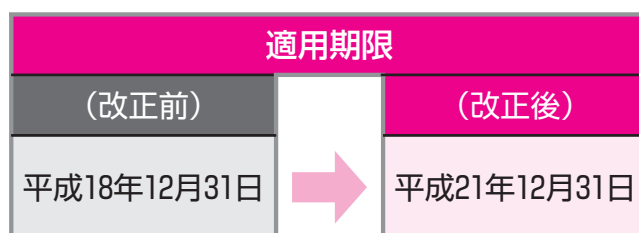
6

居住用財産の買換え等の場合及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 (措法41の5)

住宅の買換えによって生じた譲渡損失を、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得から控除できる「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用期限が3年延長され、平成21年12月31日までに譲渡資産を譲渡した場合まで適用できるようになりました。

住宅借入金等残高のない居住用財産、つまり住宅ローンをすでに完済したか、はじめからローン付きでない居住用財産を譲渡して譲渡損が生じた場合で、新たに借入金で居住用財産を購入したときは、損益通算・繰越控除が可能です。



※住民税についても所得税同様、適用期限の改正がされます。

(2) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長(措法41の5の2)

(1)の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」と異なり、買換えを前提としないで居住用財産の譲渡損失の損益通算や繰越控除が可能となる制度が、この(2)の制度です。

この制度は、平成16年度改正で創設された制度で、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に所有期間が5年超の居住用財産を譲渡（親族等に対するものは除かれます。）した場合の譲渡損失について（この譲渡契約を締結した日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金の残高がある場合に限られます。）、その住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合にその超える額（オーバーローン）を限度に譲渡した年の他の所得と損益通算を認めた上で、翌年以降3年間（合計所得金額が3,000万円以下の年に限ります。）の繰越控除も認めるという制度です。

V

土地建物税制関係の改正のポイント

譲渡損失がいくら発生してもオーバーローンの額が限度であり、さらには住宅ローン残高がゼロの場合には譲渡損失がいくら発生してもこの特例の適用はありません。バブル期に購入した住宅の価格が下がり、マイホームを売却してもローンを完済し切れない人や、買換えできずに賃貸住宅に住み替える人々が、それらの方々の再出発を支援する制度でもあります。この特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が平成21年12月31日まで3年延長されました。

■要 件

譲渡資産	家屋又は土地等	居住用に限る
	所有期間	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年超
	譲渡先制限	親族に対するものは不適用
	対象期間	平成16年1月1日～平成21年12月31日の間の譲渡
住宅借入金		譲渡に係る契約を締結した日の前日において、その譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有すること
所得要件		その年の合計所得金額が3,000万円以下であること

7 優良賃貸住宅等の割増償却制度の縮減延長(措法14、47)

不動産所得の計算上、必要経費算入の中でとりわけ大きな比重を占める減価償却費に関して、一定の要件にあてはまる優良賃貸住宅については5年間通常の減価償却費よりさらに多く償却できる割増償却制度があります。

この優良賃貸住宅等の割増償却制度について、改良優良賃貸住宅に係る措置を除外するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置の割増率を耐用年数35年以上であるものにあっては40%（改正前50%）に、耐用年数35年未満であるものにあっては28%（改正前36%）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限が平成21年3月31日（改正前平成19年3月31日）まで2年延長されました。

(1) 改良優良賃貸住宅に係る割増制度





この改正は、平成19年 3 月31日以前に取得又は建設した改良優良賃貸住宅等について、なお従前の例によります。(平19改正所法等附則70⑬、93②)

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度

適用期限	
(改正前)	(改正後)
平成19年 3月31日まで の新築	平成21年 3月31日まで の新築



		(改正前)	(改正後)
高齢者向け優良賃貸住宅の割増割合	耐用年数 35年以上	50%	40%
	耐用年数 35年未満	36%	28%



この改正は、平成19年 4 月 1 日以後に取得又は新築した高齢者向け優良賃貸住宅等について適用されます。また平成19年 3 月31日以前に取得又は建設した改良優良賃貸住宅等について、なお従前の例によります。(平19改正所法等附則70⑭⑮、93②③)

(3) 所有権移転外リース取引による賃貸住宅の適用除外

また、所有権移転外リース取引（リース取引のうち所有権が移転しない一定のものをいいます。）により取得した賃貸住宅を賃貸の用に供した場合には、この制度は適用されないこととされました。



個人が平成20年 4 月 1 日前に締結した改正前の中心市街地優良賃貸住宅の賃借に係る契約については、なお従前の例によります。(平19改正所法等附則70⑯⑰、93⑱)

V

土地建物税制関係の改正のポイント

8 特定再開発建築物等の割増償却制度の見直し延長^(措法14の2)

特定再開発建築物等の割増償却制度について、施設建築物のうち住宅の用に供する部分が除外されるなどの見直しが行われたうえ（措令7の2②二、29の5①三）、その適用期限が平成21年 3 月31日（改正前平成19年 3 月31日）まで2年延長されました。

また、所有権移転外リース取引（リース取引のうち所有権が移転しない一定のものをいいます。）により取得した特定再開発建築物等を事業の用に供した場合には、この制度は適用されないこととされました。



個人が平成20年4月1日前に締結した改正前の特定再開発建築物等の賃借に係る契約については、なお従前の例によります。(平19改正所法等附則70①、93①) 施設建築物の要件見直しは平成19年4月1日以後取得等する建築物から適用されます。(平19改正措令附則11⑤、27⑦)

9 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の負担軽減措置の延長^(措法31)

家や土地を購入したり、建物を新築するときには、不動産譲渡契約書や工事請負契約書を作成し、取引相手と契約します。その際、それぞれの契約書には印紙を貼る必要がありますが、「不動産譲渡契約書」及び「工事請負契約書」に係る印紙税について次表のように特例税率が定められています。今年の改正で、この特例措置の適用期限が、平成21年3月31日(改正前平成19年3月31日)まで2年延長されました。

不動産譲渡契約書		平成9年4月1日 ～平成21年3月31日 (特例税率)	工事請負契約書	
記載された契約金額	本則税率		本則税率	記載された契約金額
契約金額の記載のないもの	200円	本則通り	200円	契約金額の記載のないもの
1万円未満	非課税		非課税	1万円未満
10万円以下	200円		200円	10万円以下
10万円超50万円以下	400円		400円	10万円超200万円以下
50万円超100万円以下	1千円		1千円	200万円超300万円以下
100万円超500万円以下	2千円		2千円	300万円超500万円以下
500万円超1千万円以下	1万円		1万円	500万円超1千万円以下
1千万円超5千万円以下	2万円	1万5千円	2万円	1千万円超5千万円以下
5千万円超1億円以下	6万円	4万5千円	6万円	5千万円超1億円以下
1億円超5億円以下	10万円	8万円	10万円	1億円超5億円以下
5億円超10億円以下	20万円	18万円	20万円	5億円超10億円以下
10億円超50億円以下	40万円	36万円	40万円	10億円超50億円以下
50億円超	60万円	54万円	60万円	50億円超

注意点 印紙が必要な契約書に収入印紙が貼られていない、収入印紙の額が足りない、収入印紙が消印されていないという場合は、ペナルティーとして、「過怠税」を徴収される恐れがあります。

過怠税の額は印紙を貼らなかつたときは必要な印紙税額の3倍、消印しなかつたときはその印紙と同額となります。



株式の分割に係る株券等に係る印紙税についてもその適用期限が平成21年3月31日（改正前平成19年3月31日）まで2年延長されました。

10 その他の土地建物関係の改正

(1) 倉庫用建物等の割増償却制度の延長（**所**措法15、**法**措法48）

倉庫用建物等の割増償却制度の適用期限が、平成21年3月31日（改正前平成19年3月31日）まで2年延長されました。

また、所有権移転外リース取引（リース取引のうち所有権が移転しない一定のものをいいます。）により取得した倉庫用建物等を事業の用に供した場合には、この制度は適用されないこととされました。



所有権移転外取引についての改正は、平成20年4月1日以後に締結する倉庫用建物等の賃借に係る契約について適用します。（平19改正所法等附則70①、93①）

(2) 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の軽減特例の延長（**措**法72の2、73、74）

住宅用家屋に係る登記について、下記に掲げる軽減税率の特例の適用期限がそれぞれ平成21年3月31日（改正前平成19年3月31日）まで2年延長されました。

- [1] 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- [2] 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置
- [3] 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減措置

種 類	本則税率	軽減税率
[1] 所有権保存登記	0.4%	0.15%
[2] 所有権移転登記	2%	0.3%
[3] 抵当権の設定登記	0.4%	0.1%

VI

金融証券税制関係 の改正ポイント

1 上場株式等の軽減税率の特例の1年延長

(1) 譲渡所得等の軽減税率の特例の1年延長（措法37の11、37の11の4）

株式等の譲渡については、原則20%（所得税15%、住民税5%）で課税されますが、平成15年1月1日以後は源泉分離課税制度（譲渡収入の1.05%）の廃止に伴い、上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、申告分離による10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率により課税することとされていました。

今年の税制改正で、この軽減税率による特例措置の適用期限が当初の平成19年12月31日までから平成20年12月31日まで1年間延長されました。このことにより、本則税率20%（所得税15%、住民税5%）に戻るのは平成21年以降になりました。

(2) 配当等に係る軽減税率の特例の1年延長（措法9の3）

配当等についても、原則20%（所得税15%、住民税5%）で源泉徴収されますが、平成20年3月31日までに支払を受ける上場株式等の配当等（配当支払基準日において発行済株式総数の5%以上の上場株式等の配当等を除きます。）について、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率で源泉徴収することとされていました。

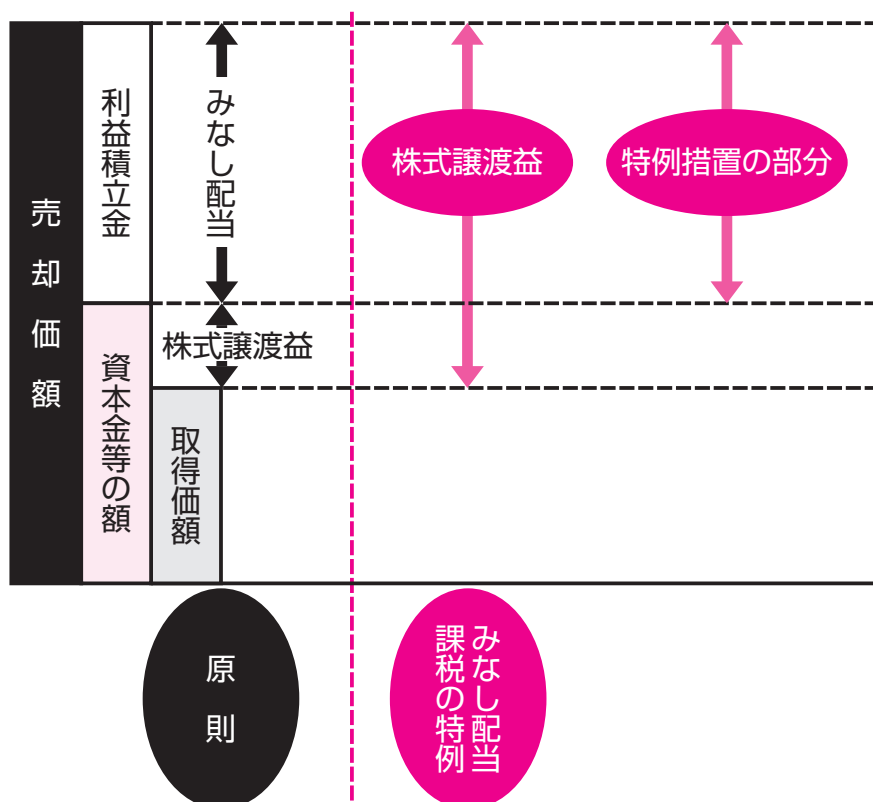
今年の税制改正で、この軽減税率による特例措置の適用期限が当初の平成20年3月31日までから平成21年3月31日まで1年延長されることになりました。このことにより、本則税率20%（所得税15%、住民税5%）に戻るのは平成21年4月1日からということになりました。

	改正前		平成19年度改正
上場株式等の譲渡益の優遇税率	平成19年 12月31日まで	1年延長 ➡	平成20年 12月31日まで
上場株式等の配当の優遇税率	平成20年 3月31日まで	1年延長 ➡	平成21年 3月31日まで

2

上場株式等の自己株式の公開買付けの場合のみ なし配当課税特例の延長 (措法9の6)

上場会社等が、自己株式の取得をした場合におけるみなし配当について、配当課税ではなく譲渡益課税とされる特例措置が講じられていますが、この措置の適用期限が平成21年3月31日（改正前平成19年3月31日）まで2年延長されました。



公開買付けによる自己株式の取得に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本金等の額に対応する金額を超える部分の金額についてはみなし配当課税を行わず、株式の譲渡による所得として課税することとされます。



VI

金融証券税制関係の改正のポイント

3

エンジェル税制の拡充 (措法37の13、37の13の2、37の13の3)

— エンジェル税制の適用対象企業の要件の緩和 —

ベンチャー企業育成のために、個人投資家が企業に投資をしやすくする改正前のエンジェル税制について、適用対象企業要件が緩和され、譲渡益に対する2分の1課税の特例が平成21年3月31日（改正前平成19年3月31日）まで2年間延長されました。

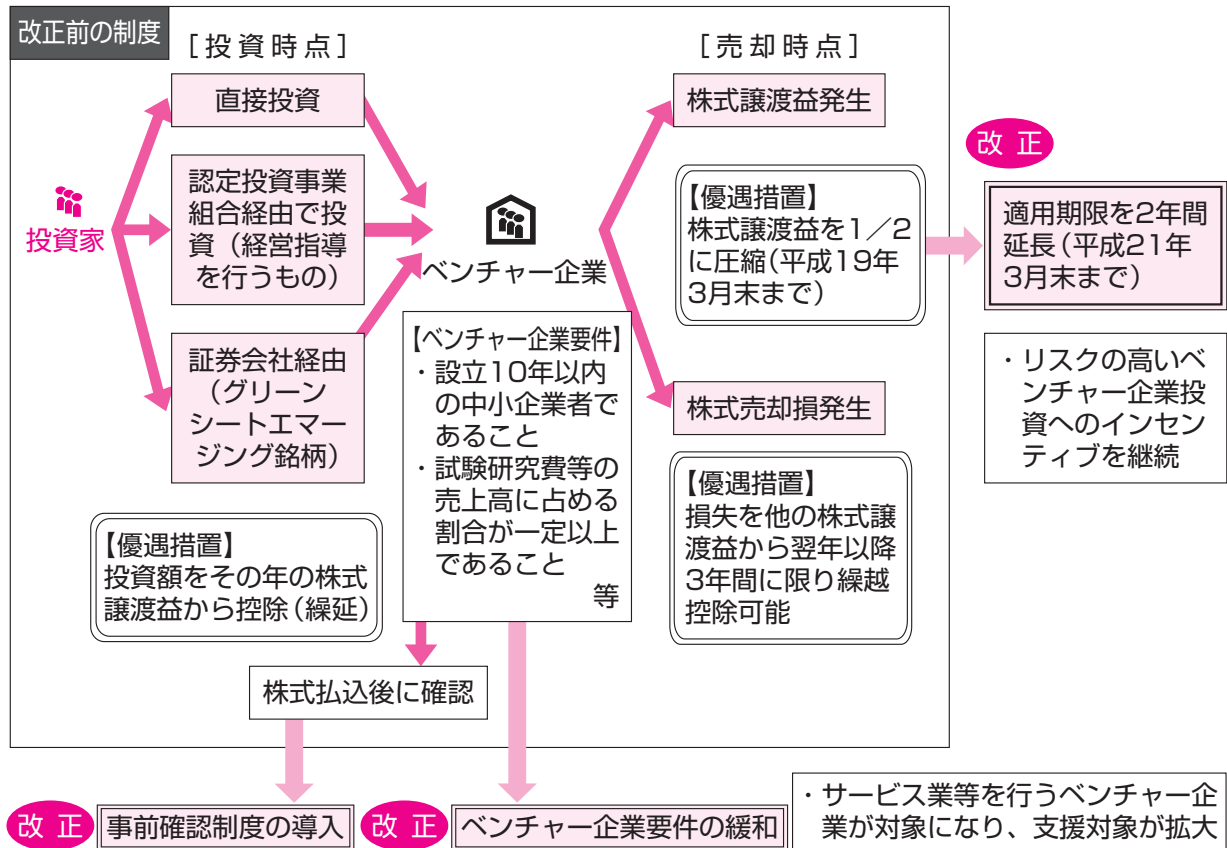
（備考） 特定中小会社に係る中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等における要件の緩和及び確認手続の合理化

①	エンジェル税制の対象となる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者（以下「特定新規中小企業者」という。）について、設立後5年未満の企業の要件が緩和された。
②	地域再生法に規定する特定地域再生事業会社の従業員数の要件（改正前 常時雇用者数20人以上）を10人以上に緩和された。
③	エンジェル税制の対象となる特定新規中小企業者に係る確認手続について、改正前の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法が追加された。



①②の改正は、平成19年4月1日以後の特定株式の取得について適用されます。③は平成19年4月1日以後の特定新規中小企業者の確認手続から適用されます。





・投資家に対し事前に情報を提供し、ベンチャー企業自身が広く投資を呼び込むことが可能 ・エンジェル投資家の拡大にも資する	設立経過年数	現 行	追 加
	0～1年	研究者が2人以上かつ全従業員等の10%以上	開発者※が2人以上かつ全従業員等の10%以上
	0～2年	試験研究費等が売上高の3%以上	同 上
	2～5年	同 上	売上高成長率※25%以上

※開発者………商品・サービス等の企画・開発者、マーケティング担当者等

※売上高成長率…前期と前々期の売上高の伸び率もしくは第1期から前期までの売上高の平均の伸び率

（経済産業省・平成18年12月「平成19年度税制改正について」より）



ベンチャー企業の創出・発展を促進し、我が国経済の活性化が図られます。

VII

納税環境整備税制関係 の改正ポイント

1

電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設（措法41の19の3）

電子証明書を取得した個人が、平成19年分又は平成20年分の所得税について各年の翌年3月15日までに電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行う場合において、その確定申告書に記載すべき事項に係る情報（電子署名が行われているものに限り、これを確定申告情報といいます。）とその電子署名に係る電子証明書を併せて送信したときは、一定の要件の下、その者のその年分の所得税の額から5,000円（その年分の所得税の額を限度とする。）が控除できることになりました。なお、平成19年分にこの税額控除の適用を受けた者は、平成20年分においてはその適用を受けることはできません（一回限りの適用です）。



この改正は、平成20年1月4日以後に、平成19年分の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用されます（平成20年1月3日以前に平成19年分の所得税の確定申告を電子申告した場合には、5,000円の控除の適用はありません）。なお、出国のため、同日前に平成19年分の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行った者は、同日から1年以内に更正の請求をすることにより、本税額控除の額の還付を受けることができます。（平19改正所法等附則86①②）

2

税務手続の電子化促進措置

(1) 電子申告における第三者作成書類の添付省略（平成19年財務省令22号、平成19年国税庁告示第7号、第8号）

所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う際に、次に掲げる第三者作成書類の記載事項を入力して送信することにより、送付等の方法による当該書類の添付等を省略することができることになりました。この場合において、税務署長は原則として確定申告期限から3年間、その入力内容の確認のために当該書類の提出又は提示を求めることができることになりました。

〔1〕医療費の領収書 〔2〕社会保険料控除の証明書 〔3〕小規模企業共済等掛金控除の証明書 〔4〕生命保険料・個人年金保険料控除の証明書 〔5〕地震保険料控除の証明書 〔6〕給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票 〔7〕特定口座年間取引報告書



この改正は、平成20年1月4日以後に、平成19年分以後の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用されます。

(2) 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の追加(所法226④、231②、225③④)

源泉徴収義務者が納税者に電磁的方法により交付できる書類の範囲に、次の書類が追加されました。

〔1〕公的年金等の源泉徴収票及び支払明細書 〔2〕退職所得の源泉徴収票及び支払明細書 〔3〕オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 〔4〕配当等とみなす金額に関する支払通知書



この改正は、平成20年1月1日以後に交付するこれらの書類について適用されます。(平19改正所法等附則26②、27、31)

(3) 源泉徴収関係書類の電子提出(所法198②～⑤、203④～⑦、203の5④～⑦)

給与等、退職手当等又は公的年金等(以下「給与等」といいます。)の支払を受ける者は、税務署長の承認を受けた給与等の支払をする者に対し、次に掲げる源泉徴収関係書類について、書面による提出に代えて電磁的方法による提出を行うことができることになりました。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、源泉徴収関係書類を提出したものとみなされます。

〔1〕給与所得者の扶養控除等申告書 〔2〕従たる給与についての扶養控除等申告書 〔3〕給与所得者の配偶者特別控除申告書 〔4〕給与所得者の保険料控除申告書 〔5〕退職所得の受給に関する申告書 〔6〕公的年金等の受給者の扶養親族等申告書



この改正は、税務署長の承認を受けた給与等の支払をする者に対し、平成19年7月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用されます。(平19改正所法等附則21①～③)

VII

納税環境整備税制関係の改正のポイント

(4) 電子署名の省略（平成18年国税庁告示第32号）

電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、その電子署名が次に掲げる者に係るものである場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないことになりました。

〔1〕 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子情報処理組織により申請等を行う場合のその依頼者 〔2〕 源泉所得税の徴収高計算書の送信を行う者 〔3〕 税務署等の端末を使用して電子情報処理組織により申請等を行う者



〔1〕 及び 〔2〕 の改正は平成19年1月4日から適用されます。〔3〕 の改正は平成20年1月4日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用される予定です。

(5) 電子申請等証明制度の創設（措法97）

電子情報処理組織により申請等を行った者の請求があった場合には、税務署長等は、①電子申請等が行われた旨、②到着日、③送信した事項についての証明を電子情報処理組織を使用して行わなければならないこととされました。



この改正は、平成20年1月4日以後に行う請求について適用されます。（平19改正所法等附則1五ロ）

(6) 国税の納付手続について納付受託者への納付委託の特例の創設（通法34の3～34の7、平成19年財務省令第17号）

— 国税のコンビニ納付制度の導入 —

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者が一定の納付書に基づき納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者（コンビニエンスストア）に納付を委託することができることになりました。この場合において、納付しようとする者が納付受託者に金銭を交付したときは、その交付した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等の所要の措置が講じられました。



この改正は、平成20年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用されます。（平19改正所法等附則1五イ）

1 再チャレンジ支援寄附金税制の創設

個人、法人又は相続若しくは遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる寄附金を支出した場合には、(1)から(3)までの特例措置が適用できるようになりました。

[1]	地域再生法に規定する地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（認定地方公共団体）が指定する会社により行われる障害者の雇用の機会の確保など当該認定地域再生計画に記載された一定の事業に充てられる寄附金（その認定地方公共団体が証明をしたものに限ります。）
[2]	次世代育成支援対策に取り組む会社等に対する助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で認定地方公共団体が指定する公益法人により行われるものに関連する寄附金（当該認定地域再生計画に定められた地域内に、寄附者及び公益法人の本店、支店、工場、営業所、事務所等が所在するものに限ります。）

(1) 法人が上記 [1] 及び [2] の寄附金を支出した場合（措法66の12）

法人が上記 [1] 及び [2] の寄附金を支出した場合には、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、その損金算入限度額の範囲内で損金算入ができるようになりました。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人及び認定 NPO 法人に対する寄附金と合わせて行うものとされます。

(2) 個人が上記 [2] の寄附金を支出した場合（措法41の18の2）

個人が上記 [2] の寄附金を支出した場合には、その寄附金は所得税法の特定寄附金とみなして寄附金控除の適用が認められます。

(3) 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税の申告期限までに上記 [2] の寄附金を支出した場合（措法70）

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税の申告期限までに上記 [2] の寄附金を支出した場合には、その者又はその者の親族等の相続税等の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その寄附金の額を相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないこととされます。

※ なお、本税制については、その趣旨を踏まえて的確な運用が図られ、さら

に運用状況もみつつ再チャレンジ支援に資するような制度の充実が図られることとなります。

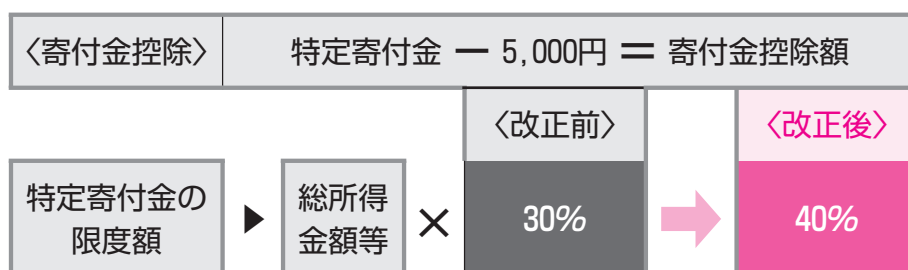


(1)の改正は、法人が平成19年4月1日以後支出する寄附金について適用されます。(平19改正所法等附則102)、(2)の改正は、平成19年分以後の所得税について適用されます。(平19改正所法等附則2、58)、(3)の改正は相続又は遺贈により財産を取得した者が平成19年1月1日以後に金銭の贈与をする場合に適用されます。(平19改正所法等附則131②)

2 寄附金控除の控除対象限度額の引上げ (所法78①一)

特定寄附金の額の合計額が、その年分の総所得金額等の合計額の40% (改正前30%) に相当する金額を超える場合には、その40% (改正前30%) に相当する金額から5,000円を控除した金額が寄附金控除額となりました。

この特定寄附金の限度額が総所得金額等の改正前の30%から40%相当額へ引き上げられました。この引上げは寄附金控除の対象となる寄附のすべてに適用されますので、留意ください。



この改正は、平成19年分以後の所得税について適用されます。(平19改正所法等附則2、58)

3 自動車取得税の改正 (地法附則32) — 低公害車に関する自動車取得税の特例措置 — (自動車取得税)

環境負荷の小さい自動車の普及を促すため、「増税なき地球環境対策」の一つである本特例措置が、所要の見直しが行われた上で2年間延長されました。

■改正の概要

軽減対象自動車	改正前	改正後	
	【(平成17、18年度)】	【延長(平成19年度)】	【延長(平成20年度)】
○電気自動車（燃料電池自動車を含む）	▲2.7%(軽減する率) 自家用5%→2.3% 営業用3%→0.3%	一定の排出ガス性能を満たすものに限定されました。	
○天然ガス自動車		一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定されました。	
○ハイブリッド自動車(バス・トラック)		普及低調により軽減措置がなくなりました。	
○メタノール車			
○ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外)	▲2.2%(軽減する率) 自家用5%→2.8% 営業用3%→0.8%	▲2.0% 自家用5%→3.0% 営業用3%→1.0%	▲1.8% 自家用5%→3.2% 営業用3%→1.2%
		一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定されました。	



この改正は、平成19年4月1日から施行されます。(平19改正地法附則1)



低公害車の普及を促進し、大気汚染問題や地球環境問題に対応するようにします。

VIII

その他の税制関係の改正のポイント

4 たばこ税の改正 (たばこ税法11、同法附則2、旧措法88)

製造たばこに係るたばこ税の税率は、3,962円/千本から3,552円/千本に改められました。(平19改正所法等附則148)

ただし、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、1,881円/千本から1,686円/千本に改められました。

5 その他の改正

改正事項	改正内容
(1) 租税条約に基づく社会保	居住者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で保険料

除料の控除（租税条約特例法5の2、5の3）	を支払った場合、一定の金額を限度として、社会保険料控除が受けられることとされました。
(2) 相互協議に基づく合意があった場合の更正の請求の拡大（租税条約特例法7）	租税条約上の相互協議に基づく合意があった場合に、合意事業年度において対応する調整を行うために認められている更正の請求について、相互協議に基づく合意一般に関して認めるとともに、合意の影響がある翌年以降の事業年度についても合意事業年度の取扱いと同様にその対象とする措置が講じられました。
(3) 外国法人のみなし事業年度の明確化（法14）	外国法人が恒久的施設を廃止した場合等ののみなし事業年度に係る規定が整備されました。
(4) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引下げ（地令56の88の2）	国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が56万円（改正前53万円）に引き上げられました。 （注） この改正は、平成19年度分以後適用されます。
(5) 地方たばこ税の特例税率を廃止（地法74の5、468、地法附則12の2、30の2）	地方たばこ税の特例税率が廃止され、当該税率をたばこ税本法又は地方税法の本則税率に戻されました。 （注） この改正は、平成19年4月1日から実施されます。
(6) 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲の拡大（所令210）	生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した一定の生命共済に係る契約が加えられました。
(7) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（措法39）	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を受けた者が、その対象となる相続税額が更正の請求の特例に基づき減少したことに伴い修正申告書の提出等をする場合におけるその納付すべき所得税の額に係る延滞税の計算については、その適用を受けた所得税の法定納期限の翌日からその提出等の日までの期間は延滞税の計算の基礎となる期間に算入されないことになりました。 （注） この改正は、平成19年4月1日以後に修正申告書の提出等をする場合について適用されます。
(8) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度（措法40）	国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、国税庁長官の承認の取消事由から、公益法人等が国税庁長官の承認を受けた贈与又は遺贈に係る財産等を国又は地方公共団体に贈与した場合が除外されました。
(9) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限の延長（措法30の2）	山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限が平成21年まで2年延長されました。